



Asset
Management

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン

Aコース(限定為替ヘッジ)／Bコース(為替ヘッジなし)／
Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)／Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)
追加型投信／内外／債券

投資信託説明書
(請求目論見書)

2016.8.27

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)／Bコース(為替ヘッジなし)／Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)／Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年3月4日に関東財務局長に提出しており、平成28年3月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	12
3	投資リスク	21
4	手数料等及び税金	26
5	運用状況	30
第2	管理及び運営	61
1	申込（販売）手続等	61
2	換金（解約）手続等	62
3	資産管理等の概要	63
4	受益者の権利等	66
第3	ファンドの経理状況	67
1	財務諸表	69
2	ファンドの現況	130
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	132
第三部	委託会社等の情報	133
第1	委託会社等の概況	133
1	委託会社等の概況	133
2	事業の内容及び営業の概況	134
3	委託会社等の経理状況	135
4	利害関係人との取引制限	158
5	その他	158

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）

（以下、総称して「本ファンド」といい、必要に応じて、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）を「Bコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）を「Cコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）を「Dコース」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

Aコース、Bコース、CコースおよびDコースはいずれも、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

AコースおよびBコース：それぞれ3,000億円*を上限とします。

CコースおよびDコース：それぞれ5,000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動引き落とし投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

① 1.08% (税抜1.0%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

② 下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、Aコース、Bコース、CコースおよびDコースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金(手取額)をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について申込手数料がかからない場合をいいます。なお、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、CコースおよびDコースへのスイッチングはできません。また、CコースまたはDコースの受益者がAコースまたはBコースへのスイッチングを行う際には、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択することはできません。

なお、スイッチングの際には、スイッチングにより換金されるコースに対し、換金時と同様に信託財産留保額* (スイッチングにより解約されるコースの基準価額に対して0.3%) が差引かれ、換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

④ 販売会社は、前払退職金等の積立を目的として、当該販売会社と一定の解約制限を有する定時定額購入サービス等に関する契約を締結した事業所の従業員等が本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の申込手数料率を独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

一般コース : 1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位

(注) ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。また、スイッチングによる本ファンドのお買付は1万口以上1万口単位(「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1万円以上1円単位)からお申込みいただけます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、所有する本ファンドの全額をもってスイッチングする場合は、1口単位からお申込みいただけます。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2016年3月5日から2017年2月24日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 : 03(6437)6000(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、取得申込日から起算して5営業日目までに本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）を「Bコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）を「Cコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）を「Dコース」といいます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <A, Bコース> 年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	<A, Cコース> あり (部分ヘッジ)	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) <C, Dコース> 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファン ド・オ ブ・ファ ンズ	<B, Dコース> なし	その他 ()	ロング・ショート 型/絶対収益追求 型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	日々 その他 ()					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また、必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、AコースおよびBコースそれぞれ金3,000億円、CコースおよびDコースそれぞれ金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

＜ファンドのポイント＞

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う（為替リスクを低減する）コース（AコースおよびCコース）と、為替ヘッジを行わないコース（BコースおよびDコース）があります。
3. 年2回分配を行うコース（AコースおよびBコース）と、毎月分配を行うコース（CコースおよびDコース）があります。
4. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

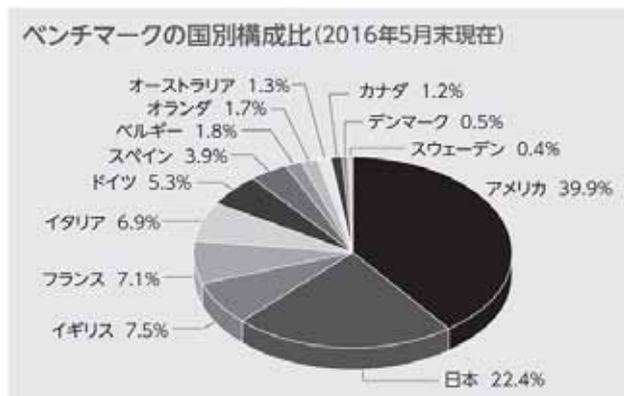
※AコースおよびCコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティイー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

＜ファンドのベンチマーク＞

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することをめざします。



AコースおよびCコース

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)

BコースおよびDコース

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)

※ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

<なぜ世界債券投資なのでしょう？>

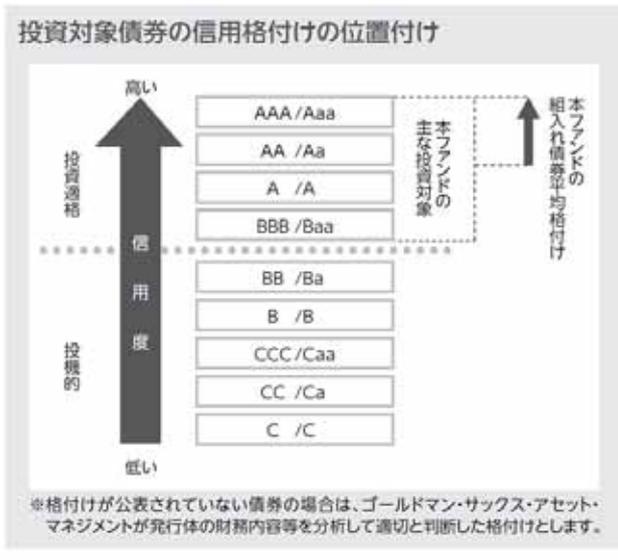


債券への投資は、短期金融商品(預貯金等)を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間: 1998年6月末~2016年5月末
 出所: ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
 世界株式: MSCIワールド・インデックス(円ヘッジ)
 世界債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)
 円短期金融商品: 1ヵ月円LIBOR

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。**本ファンドの実績は、後記「5運用状況(参考)運用実績」をご覧ください。** AコースおよびCコースの場合は、為替ヘッジを行う一方でアクティブ通貨運用を行うため一定の為替リスクを伴いますので、上記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースおよびDコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご注意ください。

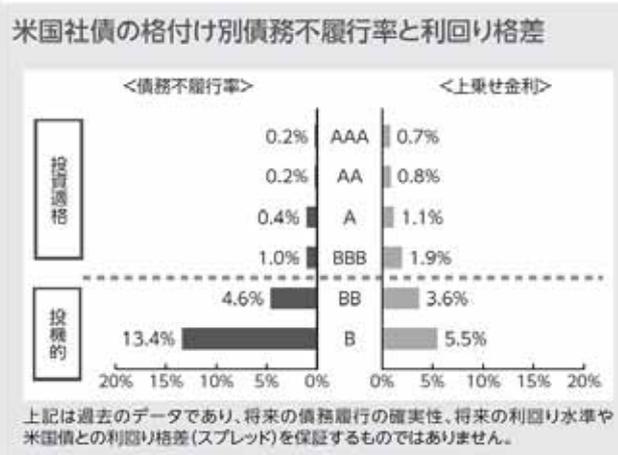
<高格付け債券への投資>



投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上に維持するように運用します。投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターン安定化をめざします。

ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。



社債市場では、信用力の高い(格付けが高い)銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

<債務不履行率>
 期間: 1981年~2015年 出所: S&P
 ※1981年~2015年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前(各年1月1日時点)の格付けを参照。(2015年12月末現在)
 <上乗せ金利>
 2016年5月末現在 出所: パークレイズ

上記は過去のデータであり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差(スプレッド)を保証するものではありません。

< Aコース／Cコース（限定為替ヘッジ）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスクのヘッジ(低減)

為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます。^{*1}

為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラス α の収益を追求します。

国内債に近い性質

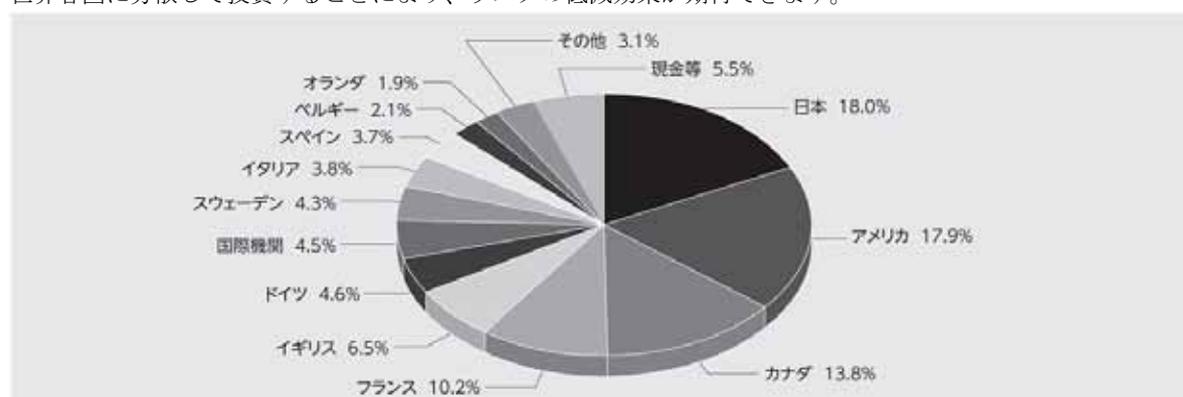
為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^{*2}）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

*1 AコースおよびCコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

*2 ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

AコースおよびCコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。

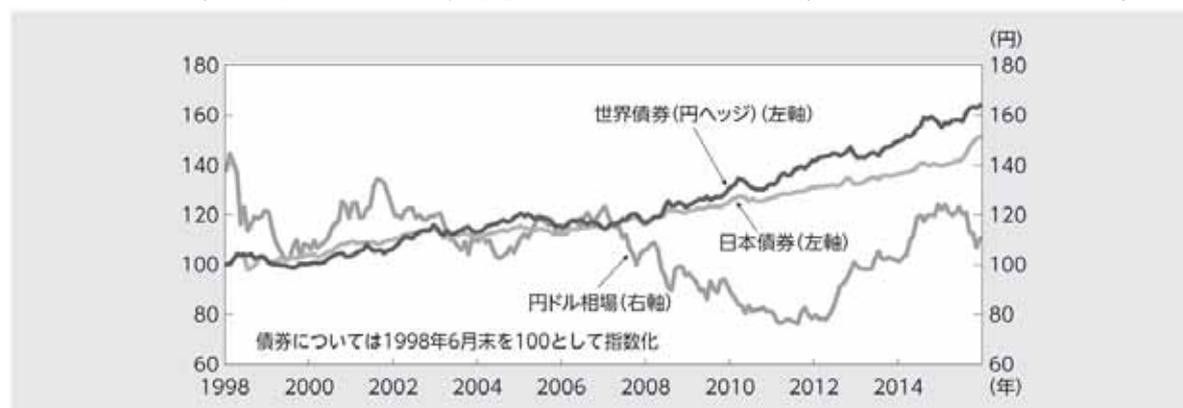


2016年5月末現在

※上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

世界債券の値動きの推移と円ドル相場

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。



期間：1998年6月末～2016年5月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界債券(円ヘッジ)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

<Bコース/Dコース（為替ヘッジなし）の特徴>

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

海外の好金利

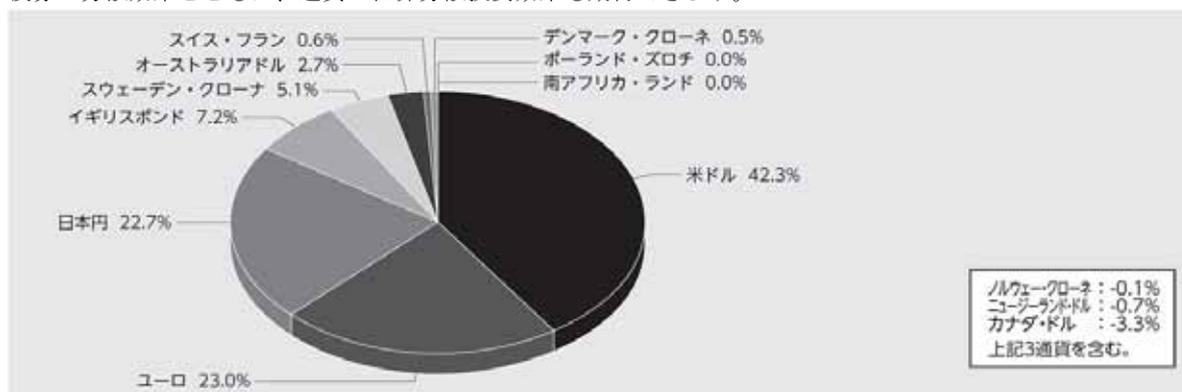
海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

BコースおよびDコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。



2016年5月末現在

※上記はマザーファンドの数値です。

各国の10年国債利回りと格付け

海外金利は国内金利を上回っています。



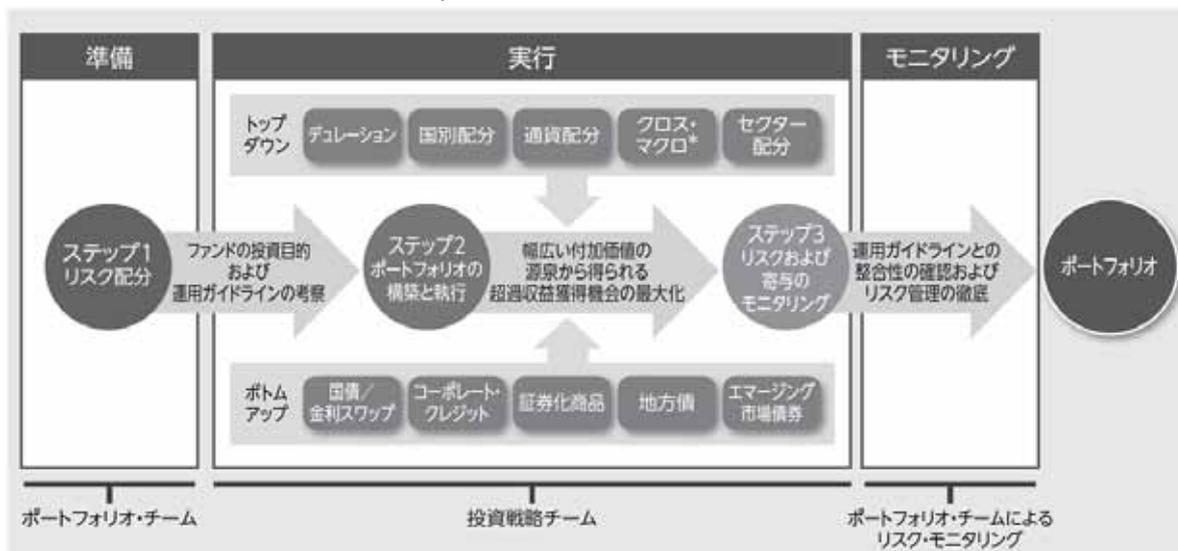
2016年5月末現在

出所:ブルームバーグ、S&P(格付けは自国通貨建て長期債務)

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんので留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよびG S A M シンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールが主に運用を担当しております。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

＜AコースおよびBコース＞

本ファンドの信託設定日は1998年6月26日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日において、本ファンドのそれぞれから信託財産の現物移管を受け、同日より運用を開始しました。

＜CコースおよびDコース＞

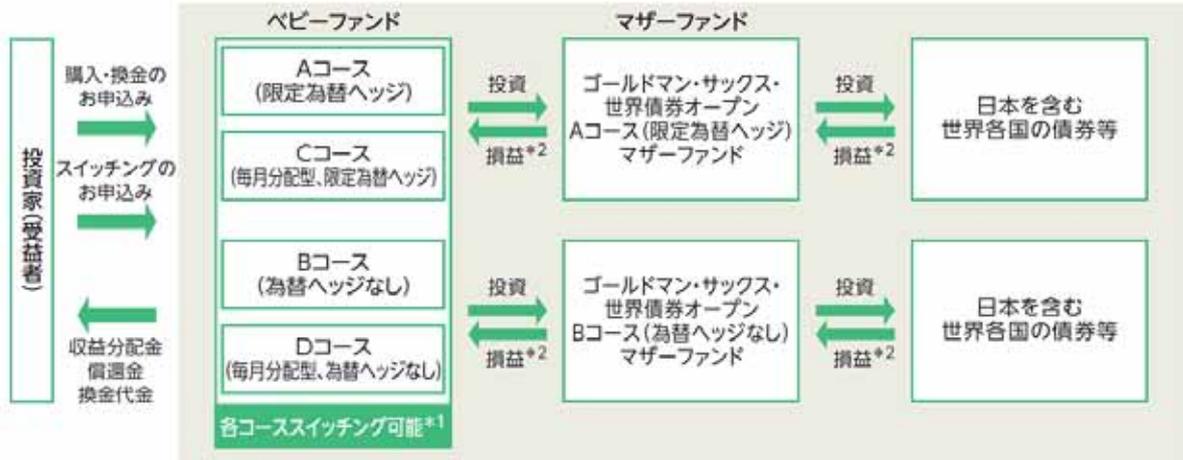
本ファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



*1 AコースまたはBコースにおいて、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家は、CコースおよびDコースへのスイッチングはできません。また、CコースまたはDコースの投資家がAコースおよびBコースへのスイッチングを行う際には、AコースおよびBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択することはできません。販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

*2 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
- (c) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

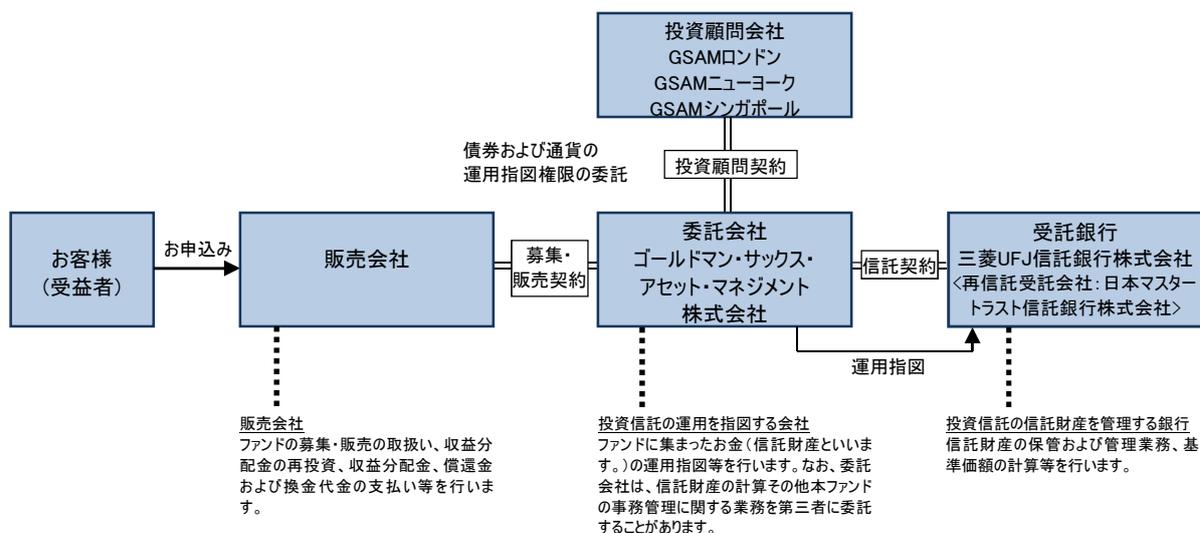
なお、上記業務の一部について再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する

契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル（約131兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.61円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（2016年8月26日現在）。

b. 沿革

- 1996年2月6日 会社設立
- 2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(2016年8月26日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ AコースおよびCコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、BコースおよびDコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ AコースおよびCコースにおける実質外貨建資産*については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。BコースおよびDコースにおける実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。
* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 上記とは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保もめざします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市	債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市		
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー (GSAMシンガポール)	シンガポール		

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ト. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をことができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引い

た額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

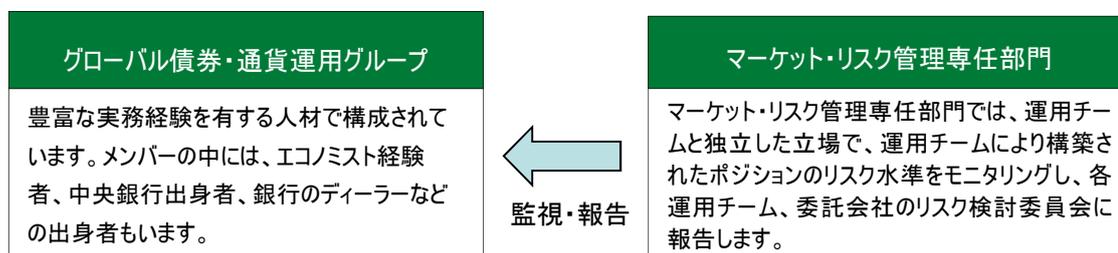
本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよびG S A M シンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

< AコースおよびBコース >

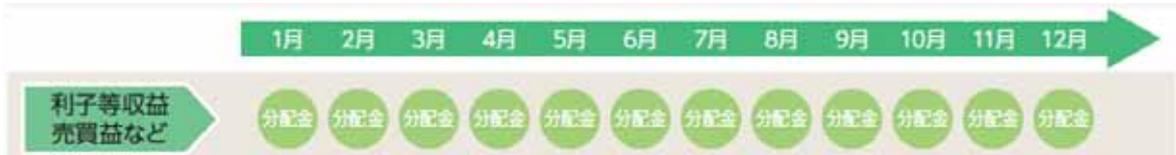
年2回決算を行い、毎計算期末（毎年6月7日および12月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

< CコースおよびDコース >

信託設定日から2002年8月7日（最初の計算期末）より前においては収益分配を行いません。2002年8月7日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※1 決算日の2営業日前までにお申込みいただければ、分配金受取りの権利が発生します。

※2 一般コースをお申込みの場合、収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

※3 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 収益分配金に関わる留意点 >

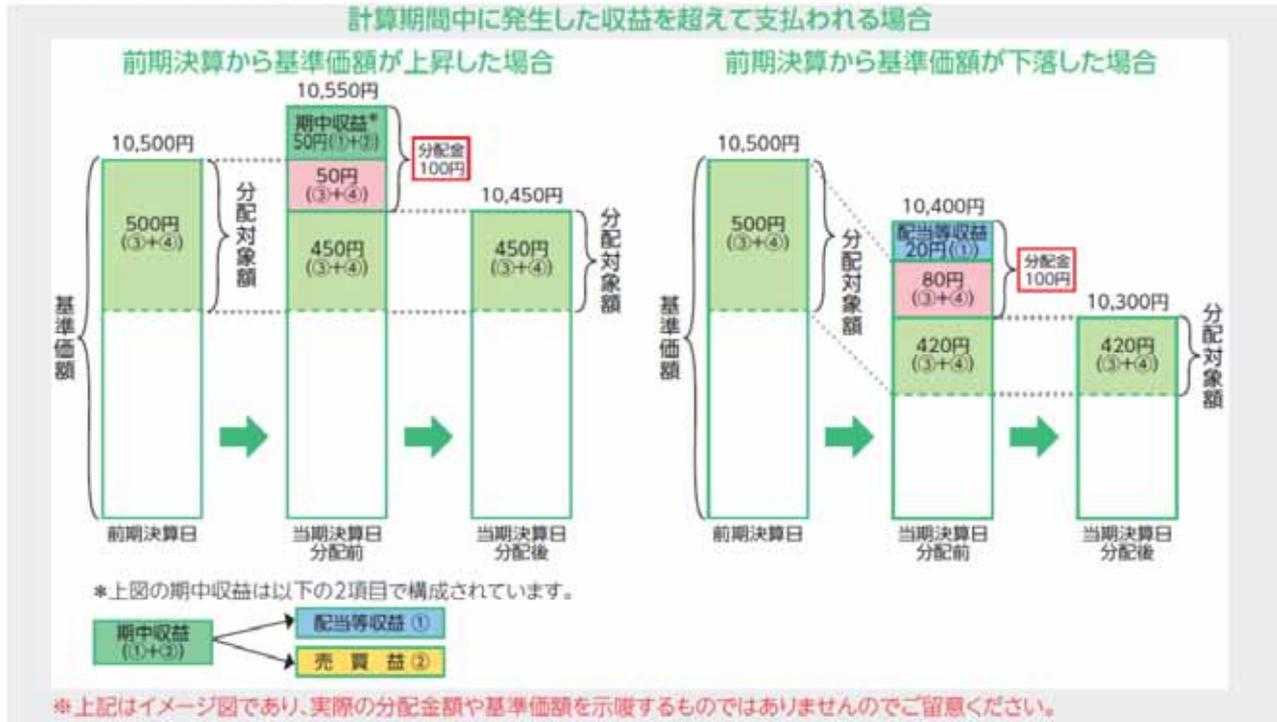
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4. 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
7. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
8. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第25条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第27条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第30条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第32条）

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第34条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図（信託約款第36条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ（信託約款第44条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3. 為替リスク

AコースおよびCコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースおよびDコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

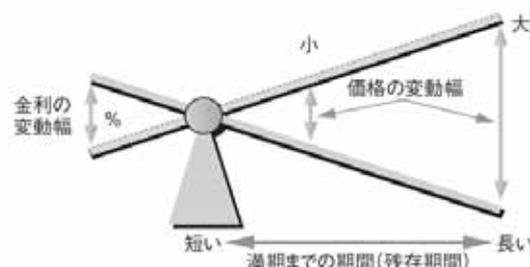
5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

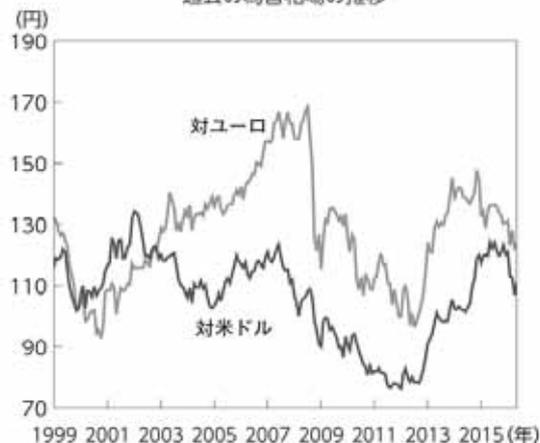
(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



過去の為替相場の推移



期間：1999年1月末～2016年5月末

出所：ブルームバーグ

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースおよびCコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)を、BコースおよびDコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合、CコースおよびDコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国国内歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) について>

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) (以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する (i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii) 2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および (iii) 2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情

報を1年に一度IRSに報告すること

3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

- (h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

- (i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

- (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

● グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
● すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
● 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



ゴールドマン・サックス・世界債券オープンコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

● グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
● すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
● 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- ② 下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。ただし、販売会社によってはスイッチングができない場合があります。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、Aコース、Bコース、CコースおよびDコースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について手数料がかからない場合をいいます。なお、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、CコースおよびDコースへのスイッチングはできません。また、CコースまたはDコースの受益者がAコースまたはBコースへのスイッチングを行う際には、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択することはできません。

なお、スイッチングの際には、スイッチングにより換金されるコースに対し、換金時と同様に信託財産留保額および換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、後記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- ④ 販売会社は、前払退職金等の積立を目的として、当該販売会社と一定の解約制限を有する定時定額購入サービス等に関する契約を締結した事業所の従業員等が本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の申込手数料率を独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.54%（税抜0.5%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.54%（税抜0.5%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.054%（税抜0.05%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付け費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は2016年8月26日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%*2
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315%*2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%*2

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5

年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、受益証券を保有されている場合については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20% (所得税15%、地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等の損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,115,853,506	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,919,075	△0.07
合計（純資産総額）	—	4,112,934,431	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,915,544,878	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,936,131	△0.08
合計（純資産総額）	—	3,912,608,747	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,845,787,142	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△1,304,430	△0.07
合計（純資産総額）	—	1,844,482,712	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	785,980,528	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△592,448	△0.08
合計（純資産総額）	—	785,388,080	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	7,242,815,335	16.83
	アメリカ	3,597,412,556	8.36
	カナダ	6,595,754,251	15.33
	ドイツ	967,577,782	2.25
	イタリア	1,432,321,637	3.33
	フランス	2,037,837,486	4.74
	イギリス	1,281,387,862	2.98
	オランダ	473,124,097	1.10
	スペイン	1,469,363,163	3.41
	ベルギー	682,920,072	1.59
	スウェーデン	1,625,583,859	3.78
	デンマーク	276,430,520	0.64
	小計	27,682,528,620	64.33
特殊債券	アメリカ	642,939,145	1.49
	カナダ	90,856,527	0.21
	ドイツ	1,428,273,001	3.32
	フランス	539,406,364	1.25
	オランダ	26,674,375	0.06
	国際機関	1,783,413,787	4.14
	小計	4,511,563,199	10.48
社債券	日本	102,584,876	0.24
	アメリカ	3,027,508,173	7.04
	イタリア	41,561,890	0.10
	フランス	1,364,185,223	3.17
	オーストラリア	389,935,465	0.91
	イギリス	1,243,908,330	2.89
	スイス	95,590,866	0.22
	オランダ	221,856,957	0.52
	ベルギー	159,272,625	0.37
	ルクセンブルク	229,540,336	0.53
	アイルランド	116,713,035	0.27
	ジャージー	89,283,684	0.21
	小計	7,081,941,460	16.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,754,719,869	8.73
合計（純資産総額）	—	43,030,753,148	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	11,252,543,558	19.40
	アメリカ	2,626,096,263	4.53
	カナダ	8,485,175,172	14.63
	ドイツ	2,465,531,540	4.25
	イタリア	1,163,200,182	2.01
	フランス	2,336,134,325	4.03
	イギリス	1,876,578,845	3.24
	オランダ	442,776,024	0.76
	スペイン	1,739,590,912	3.00
	ベルギー	678,237,643	1.17
	スウェーデン	2,420,037,063	4.17
	デンマーク	517,553,759	0.89
	小計	36,003,455,286	62.08
特殊債券	アメリカ	1,833,688,740	3.16
	カナダ	198,232,422	0.34
	ドイツ	2,751,739,857	4.74
	フランス	1,138,873,848	1.96
	オランダ	44,457,292	0.08
	国際機関	3,230,267,818	5.57
	小計	9,197,259,977	15.86
社債券	日本	210,568,957	0.36
	アメリカ	5,055,889,825	8.72
	イタリア	77,181,792	0.13
	フランス	2,202,578,337	3.80
	オーストラリア	539,332,480	0.93
	イギリス	1,678,111,856	2.89
	オランダ	660,032,278	1.14
	ベルギー	288,226,183	0.50
	ルクセンブルク	444,391,906	0.77
	アイルランド	95,492,484	0.16
	ジャージー	178,567,369	0.31
	小計	11,430,373,467	19.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,368,429,386	2.35
合計（純資産総額）	—	57,999,518,116	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース (限定為 替ヘッジ) マザーファンド	2,467,686,016	1.6480	4,066,753,708	1.6679	4,115,853,506	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) >

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース (為替 ヘッジなし) マザーファンド	1,866,945,539	2.1624	4,037,265,582	2.0973	3,915,544,878	100.08

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース (毎月分配型、限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債 券オープンAコース (限定為替 ヘッジ) マザーファンド	1,106,653,362	1.6482	1,824,029,565	1.6679	1,845,787,142	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

（2016年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	374,758,274	2.1630	810,638,173	2.0973	785,980,528	100.08

種類別及び業種別投資比率

（2016年6月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	69,780,000	7,993.75	5,578,038,897	8,011.90	5,590,706,123	0.75	2021/3/1	12.99
2	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	1,776,000,000	101.00	1,793,760,000	101.03	1,794,310,560	0.3	2018/3/20	4.17
3	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	1,604,000,000	105.36	1,690,054,600	105.57	1,693,342,800	1	2020/9/20	3.94
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75%	15,000,000	10,285.33	1,542,800,992	10,314.87	1,547,231,298	0.75	2018/2/28	3.60
5	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	85,830,000	1,278.86	1,097,651,696	1,276.77	1,095,856,576	3.75	2017/8/12	2.55
6	日本	国債証券	第118回利付国債 (20年)	841,100,000	128.24	1,078,626,640	130.01	1,093,514,110	2	2030/6/20	2.54
7	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 1%	8,100,000	11,927.32	966,113,711	11,945.40	967,577,782	1	2019/2/22	2.25
8	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.75%	6,390,000	12,907.42	824,784,347	13,098.91	837,020,572	1.75	2024/11/25	1.95
9	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 3.25%	8,800,000	8,977.90	790,055,694	8,969.52	789,318,486	3.25	2021/6/1	1.83
10	ドイツ	特殊債券	KFW 0%	6,600,000	11,594.91	765,264,348	11,656.79	769,348,697	0	2021/6/30	1.79
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	5,210,000	12,676.45	660,443,205	13,324.89	694,226,769	3.625	2044/2/15	1.61
12	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	5,770,000	10,940.35	631,258,469	11,042.59	637,157,897	0.625	2024/1/15	1.48
13	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 3.8%	4,490,000	13,708.03	615,490,992	13,895.18	623,893,675	3.8	2024/4/30	1.45
14	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 3.5%	3,970,000	14,895.06	591,334,069	15,155.76	601,683,684	3.5	2026/4/25	1.40
15	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1%	5,020,000	11,627.38	583,694,812	11,968.96	600,842,211	1	2032/4/14	1.40
16	ドイツ	特殊債券	KFW 1.125%	5,600,000	10,318.88	577,857,738	10,348.52	579,517,482	1.125	2018/8/6	1.35
17	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,810,000	19,267.22	541,409,019	20,197.34	567,545,260	4.5	2034/9/7	1.32
18	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 4.25%	38,430,000	1,376.34	528,928,162	1,378.42	529,727,283	4.25	2019/3/12	1.23
19	イタリア	国債証券	BTPS 2.35%	3,940,000	13,170.25	518,908,236	13,167.43	518,796,962	2.35	2024/9/15	1.21
20	日本	国債証券	第34回利付国債 (30年)	340,700,000	146.18	498,035,260	150.82	513,843,740	2.2	2041/3/20	1.19
21	日本	国債証券	第20回利付国債 (物価連動・10年)	466,000,000	106.21	494,967,725	106.42	495,929,316	0.1	2025/3/10	1.15
22	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.5%	3,500,000	14,110.48	493,866,943	14,142.31	494,981,159	1.5	2019/2/1	1.15
23	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	392,100,000	124.39	487,764,558	125.63	492,618,756	2.1	2027/6/20	1.14
24	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 4.5%	2,090,000	19,444.92	406,398,996	20,829.50	435,336,618	4.5	2041/4/25	1.01
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 1.15%	3,500,000	11,841.76	414,461,868	11,930.99	417,584,710	1.15	2020/7/30	0.97
26	国際機関	特殊債券	EFSF 0.4%	3,600,000	11,427.21	411,379,854	11,594.79	417,412,770	0.4	2026/5/31	0.97
27	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	2,070,000	17,924.09	371,028,766	19,223.90	397,934,812	3.5	2045/1/22	0.92
28	ベルギー	国債証券	BELGIAN 4%	2,200,000	16,693.73	367,262,124	17,420.91	383,260,049	4	2032/3/28	0.89
29	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,950,000	12,972.97	382,702,649	12,949.97	382,024,337	4.25	2019/9/1	0.89
30	日本	国債証券	第330回利付国債 (10年)	293,150,000	107.70	315,746,002	108.27	317,393,505	0.8	2023/9/20	0.74

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	64.33
特殊債券	10.48
社債券	16.46
合計	91.27

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 0.75%	103,330,000	7,993.78	8,259,981,155	8,011.90	8,278,699,680	0.75	2021/3/1	14.27
2	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	2,408,700,000	105.36	2,537,926,755	105.57	2,542,864,590	1	2020/9/20	4.38
3	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 1%	20,640,000	11,927.27	2,461,789,139	11,945.40	2,465,531,540	1	2019/2/22	4.25
4	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	2,259,500,000	101.00	2,282,095,000	101.03	2,282,795,445	0.3	2018/3/20	3.94
5	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,716,000,000	123.35	2,116,686,000	124.57	2,137,775,640	2.1	2026/12/20	3.69
6	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	105,290,000	1,278.86	1,346,519,249	1,276.77	1,344,317,126	3.75	2017/8/12	2.32
7	ドイツ	特殊債券	KFW 1.125%	12,600,000	10,318.88	1,300,179,912	10,348.52	1,303,914,336	1.125	2018/8/6	2.25
8	ドイツ	特殊債券	KFW 0%	10,000,000	11,594.91	1,159,491,436	11,656.79	1,165,679,844	0	2021/6/30	2.01
9	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 4.5%	5,170,000	19,444.92	1,005,302,784	20,829.50	1,076,885,321	4.5	2041/4/25	1.86
10	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 4.25%	78,040,000	1,376.34	1,074,097,157	1,378.42	1,075,719,937	4.25	2019/3/12	1.85
11	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000	10,940.35	1,018,547,029	11,042.59	1,028,065,862	0.625	2024/1/15	1.77
12	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.75%	7,800,000	12,907.42	1,006,779,016	13,098.91	1,021,715,254	1.75	2024/11/25	1.76
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	7,320,000	12,676.45	927,916,364	13,324.89	975,381,948	3.625	2044/2/15	1.68
14	日本	国債証券	第20回利付国債 (物価連動・10年)	906,900,000	106.21	963,275,171	106.42	965,146,559	0.1	2025/3/10	1.66
15	日本	国債証券	第72回利付国債 (20年)	781,750,000	119.66	935,512,407	120.05	938,561,232	2.1	2024/9/20	1.62
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.8%	6,200,000	13,708.03	849,898,474	13,895.18	861,501,289	3.8	2024/4/30	1.49
17	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1%	6,780,000	11,583.81	785,382,888	11,968.96	811,496,057	1	2032/4/14	1.40
18	国際機関	特殊債券	EFSS 0.4%	6,500,000	11,427.21	742,769,182	11,594.79	753,661,947	0.4	2026/5/31	1.30
19	イタリア	国債証券	BTPS 2.35%	5,680,000	13,170.25	748,070,755	13,167.43	747,910,341	2.35	2024/9/15	1.29
20	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000	13,759.88	689,370,466	13,985.36	700,666,851	7	2025/6/15	1.21
21	アメリカ	特殊債券	FHMS K029 A2	6,200,000	11,171.01	692,603,204	11,292.55	700,138,225	3.32	2023/2/25	1.21
22	日本	国債証券	第5回利付国債 (40年)	416,300,000	156.18	650,210,644	164.37	684,293,125	2	2052/3/20	1.18
23	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	3,270,000	19,267.22	630,038,255	20,197.34	660,453,026	4.5	2034/9/7	1.14
24	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	3,420,000	17,924.09	613,004,048	19,223.90	657,457,518	3.5	2045/1/22	1.13
25	ベルギー	国債証券	BELGIAN 2.6%	4,600,000	13,660.11	628,365,089	13,847.25	636,973,627	2.6	2024/6/22	1.10
26	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOC 1.875%	6,100,000	10,342.45	630,889,755	10,387.73	633,651,859	1.875	2019/3/28	1.09
27	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.5%	4,400,000	14,110.48	620,861,301	14,142.31	622,262,028	1.5	2019/2/1	1.07
28	日本	国債証券	第126回利付国債 (5年)	536,100,000	101.55	544,447,077	101.87	546,167,958	0.1	2020/12/20	0.94
29	オランダ	社債券	ALLIANDER NV VAR	4,400,000	11,977.20	526,997,027	11,956.61	526,091,094	3.25	2049/11/29	0.91
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.75%	3,740,000	12,795.09	478,536,507	12,999.96	486,198,742	2.75	2024/10/31	0.84

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	62.08
特殊債券	15.86
社債券	19.71
合計	97.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース (毎月分配型、限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース (毎月分配型、為替ヘッジなし) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース (毎月分配型、限定為替ヘッジ) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

（2016年6月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

有価証券先物取引等

（2016年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	買建	7	日本円	1,067,852,800	1,067,852,800	1,070,440,000	1,070,440,000	2.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1609	売建	103	米ドル	13,493,853.67	1,388,652,477	13,705,437.5	1,410,426,571	△3.28
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1609	買建	115	米ドル	25,110,807.62	2,584,153,213	25,206,562.5	2,594,007,346	6.03
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1609	売建	27	米ドル	4,484,531.25	461,503,110	4,671,000	480,692,610	△1.12
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1609	買建	139	米ドル	24,831,316.28	2,555,390,757	26,032,093.75	2,678,962,765	6.23
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1609	売建	164	米ドル	19,831,176.21	2,040,826,341	20,022,094.16	2,060,473,709	△4.79
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 1609	買建	1	カナダドル	145,740	11,596,531	147,570	11,742,144	0.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1609	売建	131	ユーロ	17,399,679.85	1,990,349,376	17,497,670	2,001,558,470	△4.65
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1609	買建	55	ユーロ	7,744,000	885,836,160	7,811,650	893,574,643	2.08
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1609	買建	200	ユーロ	32,917,126.16	3,765,390,062	33,384,000	3,818,795,757	8.87
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1609	売建	20	ユーロ	3,680,301.1	420,989,639	3,903,600	446,532,802	△1.04
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1609	買建	81	オーストラリアドル	10,914,517.53	837,580,076	11,014,602.75	845,260,615	1.96
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1609	買建	48	英ポンド	5,981,733.6	827,931,746	6,148,320	850,988,969	1.98

（注1） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>
有価証券先物取引等

(2016年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1609	売建	293	米ドル	38,368,340.19	3,948,485,885	38,987,312.5	4,012,184,327	△6.92
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1609	買建	244	米ドル	53,264,438.72	5,481,443,389	53,481,750	5,503,806,892	9.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1609	売建	71	米ドル	11,809,795.49	1,215,346,051	12,283,000	1,264,043,530	△2.18
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1609	買建	200	米ドル	35,625,000	3,666,168,750	37,456,250	3,854,622,687	6.65
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1609	売建	272	米ドル	32,884,932.09	3,384,188,360	33,207,375.68	3,417,371,031	△5.89
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 1609	買建	9	カナダドル	1,311,660	104,368,787	1,328,130	105,679,304	0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1609	売建	154	ユーロ	20,463,563.95	2,340,827,078	20,569,780	2,352,977,133	△4.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1609	買建	135	ユーロ	19,008,000	2,174,325,120	19,174,050	2,193,319,579	3.78
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1609	買建	166	ユーロ	27,262,483.1	3,118,555,442	27,708,720	3,169,600,480	5.46
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1609	売建	27	ユーロ	4,972,673	568,824,060	5,269,860	602,819,284	△1.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 1609	買建	53	ユーロ	8,336,370	953,597,364	8,499,610	972,270,387	1.68
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1609	買建	111	オーストラリアドル	14,956,931.43	1,147,794,918	15,094,085.25	1,158,320,102	2.00
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1609	買建	48	英ポンド	5,972,160	826,606,666	6,148,320	850,988,970	1.47

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) >

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第17計算期間末 (2006年12月7日)	6,792	6,835	0.9416	0.9476
第18計算期間末 (2007年6月7日)	6,031	6,071	0.9089	0.9149
第19計算期間末 (2007年12月7日)	5,741	5,778	0.9306	0.9366
第20計算期間末 (2008年6月9日)	5,126	5,161	0.8917	0.8977
第21計算期間末 (2008年12月8日)	4,548	4,579	0.8902	0.8962
第22計算期間末 (2009年6月8日)	4,412	4,441	0.9050	0.9110
第23計算期間末 (2009年12月7日)	4,417	4,445	0.9569	0.9629
第24計算期間末 (2010年6月7日)	3,521	3,542	0.9830	0.9890
第25計算期間末 (2010年12月7日)	3,143	3,163	0.9806	0.9866
第26計算期間末 (2011年6月7日)	3,070	3,089	0.9715	0.9775
第27計算期間末 (2011年12月7日)	2,994	3,012	0.9842	0.9902
第28計算期間末 (2012年6月7日)	3,051	3,069	1.0198	1.0258
第29計算期間末 (2012年12月7日)	3,145	3,163	1.0340	1.0400
第30計算期間末 (2013年6月7日)	3,161	3,180	1.0358	1.0418
第31計算期間末 (2013年12月9日)	3,402	3,422	1.0245	1.0305
第32計算期間末 (2014年6月9日)	3,299	3,318	1.0539	1.0599
第33計算期間末 (2014年12月8日)	3,398	3,417	1.0751	1.0811
第34計算期間末 (2015年6月8日)	3,385	3,404	1.0530	1.0590
第35計算期間末 (2015年12月7日)	3,100	3,118	1.0689	1.0749
第36計算期間末 (2016年6月7日)	3,931	3,952	1.1060	1.1120
2015年6月末日	3,366	—	1.0521	—
7月末日	3,396	—	1.0678	—
8月末日	3,191	—	1.0674	—
9月末日	3,172	—	1.0734	—
10月末日	3,151	—	1.0766	—
11月末日	3,145	—	1.0828	—
12月末日	3,298	—	1.0695	—
2016年1月末日	3,357	—	1.0866	—
2月末日	3,459	—	1.0934	—
3月末日	3,492	—	1.1044	—
4月末日	3,488	—	1.1002	—
5月末日	3,929	—	1.1072	—
6月末日	4,112	—	1.1189	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第17計算期間末 (2006年12月7日)	11,758	11,922	0.9333	0.9463
第18計算期間末 (2007年6月7日)	10,490	10,634	0.9473	0.9603
第19計算期間末 (2007年12月7日)	9,950	10,085	0.9568	0.9698
第20計算期間末 (2008年6月9日)	8,741	8,865	0.9137	0.9267
第21計算期間末 (2008年12月8日)	6,863	6,980	0.7636	0.7766
第22計算期間末 (2009年6月8日)	7,217	7,329	0.8347	0.8477
第23計算期間末 (2009年12月7日)	6,852	6,958	0.8415	0.8545
第24計算期間末 (2010年6月7日)	5,683	5,776	0.7967	0.8097
第25計算期間末 (2010年12月7日)	5,099	5,186	0.7656	0.7786
第26計算期間末 (2011年6月7日)	4,893	4,977	0.7621	0.7751
第27計算期間末 (2011年12月7日)	4,449	4,528	0.7284	0.7414
第28計算期間末 (2012年6月7日)	4,395	4,472	0.7448	0.7578
第29計算期間末 (2012年12月7日)	4,417	4,490	0.7793	0.7923
第30計算期間末 (2013年6月7日)	4,427	4,493	0.8724	0.8854
第31計算期間末 (2013年12月9日)	4,480	4,545	0.9032	0.9162
第32計算期間末 (2014年6月9日)	4,420	4,483	0.9195	0.9325
第33計算期間末 (2014年12月8日)	4,773	4,834	1.0230	1.0360
第34計算期間末 (2015年6月8日)	4,584	4,644	0.9916	1.0046
第35計算期間末 (2015年12月7日)	4,404	4,463	0.9785	0.9915
第36計算期間末 (2016年6月7日)	4,020	4,077	0.9129	0.9259
2015年6月末日	4,499	—	0.9770	—
7月末日	4,566	—	0.9939	—
8月末日	4,463	—	0.9808	—
9月末日	4,439	—	0.9774	—
10月末日	4,440	—	0.9814	—
11月末日	4,446	—	0.9876	—
12月末日	4,417	—	0.9624	—
2016年1月末日	4,449	—	0.9765	—
2月末日	4,239	—	0.9343	—
3月末日	4,326	—	0.9525	—
4月末日	4,114	—	0.9312	—
5月末日	4,138	—	0.9412	—
6月末日	3,912	—	0.8845	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第9特定期間末（2006年12月7日）	767	768	1.0041	1.0051
第10特定期間末（2007年6月7日）	609	610	0.9699	0.9709
第11特定期間末（2007年12月7日）	515	516	0.9935	0.9945
第12特定期間末（2008年6月9日）	439	440	0.9527	0.9537
第13特定期間末（2008年12月8日）	363	363	0.9517	0.9527
第14特定期間末（2009年6月8日）	333	333	0.9678	0.9688
第15特定期間末（2009年12月7日）	310	310	1.0237	1.0247
第16特定期間末（2010年6月7日）	265	266	1.0515	1.0525
第17特定期間末（2010年12月7日）	238	239	1.0494	1.0504
第18特定期間末（2011年6月7日）	228	228	1.0399	1.0409
第19特定期間末（2011年12月7日）	233	234	1.0417	1.0447
第20特定期間末（2012年6月7日）	218	218	1.0674	1.0704
第21特定期間末（2012年12月7日）	206	207	1.0705	1.0735
第22特定期間末（2013年6月7日）	282	283	1.0604	1.0634
第23特定期間末（2013年12月9日）	287	288	1.0372	1.0402
第24特定期間末（2014年6月9日）	812	814	1.0561	1.0591
第25特定期間末（2014年12月8日）	992	995	1.0652	1.0682
第26特定期間末（2015年6月8日）	1,336	1,340	1.0319	1.0349
第27特定期間末（2015年12月7日）	1,494	1,498	1.0349	1.0379
第28特定期間末（2016年6月7日）	1,285	1,288	1.0595	1.0625
2015年6月末日	1,344	—	1.0309	—
7月末日	1,376	—	1.0433	—
8月末日	1,378	—	1.0397	—
9月末日	1,350	—	1.0426	—
10月末日	1,384	—	1.0426	—
11月末日	1,492	—	1.0455	—
12月末日	1,540	—	1.0354	—
2016年1月末日	1,622	—	1.0490	—
2月末日	1,682	—	1.0525	—
3月末日	1,223	—	1.0612	—
4月末日	1,239	—	1.0542	—
5月末日	1,279	—	1.0579	—
6月末日	1,844	—	1.0717	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第9特定期間末（2006年12月7日）	1,739	1,743	1.1234	1.1259
第10特定期間末（2007年6月7日）	1,676	1,679	1.1406	1.1431
第11特定期間末（2007年12月7日）	1,489	1,493	1.1529	1.1554
第12特定期間末（2008年6月9日）	1,308	1,311	1.1019	1.1044
第13特定期間末（2008年12月8日）	969	971	0.9236	0.9261
第14特定期間末（2009年6月8日）	948	950	1.0096	1.0121
第15特定期間末（2009年12月7日）	864	866	1.0184	1.0209
第16特定期間末（2010年6月7日）	760	762	0.9652	0.9677
第17特定期間末（2010年12月7日）	690	692	0.9286	0.9311
第18特定期間末（2011年6月7日）	654	656	0.9249	0.9274
第19特定期間末（2011年12月7日）	516	517	0.8824	0.8854
第20特定期間末（2012年6月7日）	482	484	0.8998	0.9028
第21特定期間末（2012年12月7日）	479	481	0.9380	0.9410
第22特定期間末（2013年6月7日）	505	507	1.0470	1.0500
第23特定期間末（2013年12月9日）	505	506	1.0805	1.0835
第24特定期間末（2014年6月9日）	691	693	1.0980	1.1010
第25特定期間末（2014年12月8日）	873	875	1.2169	1.2199
第26特定期間末（2015年6月8日）	839	841	1.1765	1.1795
第27特定期間末（2015年12月7日）	801	804	1.1580	1.1610
第28特定期間末（2016年6月7日）	810	812	1.0780	1.0810
2015年6月末日	799	—	1.1592	—
7月末日	810	—	1.1762	—
8月末日	798	—	1.1577	—
9月末日	792	—	1.1507	—
10月末日	797	—	1.1523	—
11月末日	800	—	1.1565	—
12月末日	902	—	1.1390	—
2016年1月末日	911	—	1.1525	—
2月末日	869	—	1.0997	—
3月末日	883	—	1.1181	—
4月末日	830	—	1.0902	—
5月末日	826	—	1.0987	—
6月末日	785	—	1.0444	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.0060
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	0.0060
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	0.0060
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	0.0060
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.0060
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	0.0060
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	0.0060
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	0.0060
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.0060
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	0.0060
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	0.0060
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	0.0060
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	0.0060
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.0060
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	0.0060
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	0.0060
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	0.0060
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	0.0060
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	0.0060
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	0.0060

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) >

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.0130
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	0.0130
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	0.0130
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	0.0130
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.0130
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	0.0130
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	0.0130
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	0.0130
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.0130
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	0.0130
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	0.0130
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	0.0130
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	0.0130
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.0130
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	0.0130
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	0.0130
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	0.0130
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	0.0130
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	0.0130
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	0.0130

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.0060
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	0.0060
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	0.0060
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	0.0060
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.0060
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	0.0060
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	0.0060
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	0.0060
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.0060
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	0.0060
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	0.0180
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	0.0180
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	0.0180
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.0180
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	0.0180
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	0.0180
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	0.0180
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	0.0180
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	0.0180
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	0.0180

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.0150
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	0.0150
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	0.0150
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	0.0150
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.0150
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	0.0150
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	0.0150
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	0.0150
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.0150
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	0.0150
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	0.0180
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	0.0180
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	0.0180
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.0180
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	0.0180
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	0.0180
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	0.0180
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	0.0180
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	0.0180
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	0.0180

③【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

期	期間	収益率 (%)
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.7
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	△2.8
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	3.0
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	△3.5
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.5
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	2.3
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	6.4
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	3.4
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.4
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	△0.3
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	1.9
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	4.2
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	2.0
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.8
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	△0.5
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	3.5
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	2.6
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	△1.5
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	2.1
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	4.0

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) >

期	期間	収益率 (%)
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	4.9
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	2.9
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	2.4
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	△3.1
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	△15.0
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	11.0
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	2.4
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	△3.8
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	△2.3
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	1.2
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	△2.7
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	4.0
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	6.4
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	13.6
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	5.0
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	3.2
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	12.7
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	△1.8
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	△0.0
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	△5.4

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

期	期間	収益率（%）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	0.8
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	△2.8
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	3.1
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	△3.5
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	0.5
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	2.3
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	6.4
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	3.3
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	0.4
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	△0.3
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	1.9
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	4.2
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	2.0
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	0.7
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	△0.5
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	3.6
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	2.6
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	△1.4
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	2.0
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	4.1

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

期	期間	収益率（%）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	4.9
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	2.9
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	2.4
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	△3.1
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	△14.8
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	10.9
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	2.4
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	△3.8
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	△2.2
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	1.2
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	△2.6
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	4.0
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	6.2
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	13.5
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	4.9
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	3.3
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	12.5
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	△1.8
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	△0.0
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	△5.4

(4) 【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	262,237,738	1,015,996,263	7,213,000,057
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	201,547,357	778,372,231	6,636,175,183
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	126,932,721	593,566,193	6,169,541,711
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	188,901,808	608,697,808	5,749,745,711
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	109,893,040	750,228,457	5,109,410,294
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	90,851,707	324,584,613	4,875,677,388
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	81,397,300	340,639,004	4,616,435,684
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	79,963,746	1,113,977,633	3,582,421,797
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	76,058,271	452,426,867	3,206,053,201
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	78,588,939	123,976,590	3,160,665,550
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	74,285,011	192,927,285	3,042,023,276
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	83,257,090	133,287,863	2,991,992,503
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	313,213,940	263,109,711	3,042,096,732
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	205,849,901	195,239,294	3,052,707,339
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	400,230,617	131,522,291	3,321,415,665
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	259,863,369	450,699,220	3,130,579,814
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	132,971,767	102,243,511	3,161,308,070
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	184,850,457	130,887,020	3,215,271,507
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	82,351,227	396,848,388	2,900,774,346
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	742,040,327	88,486,953	3,554,327,720

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第17計算期間	2006年6月8日～2006年12月7日	559,408,904	1,800,869,440	12,599,145,400
第18計算期間	2006年12月8日～2007年6月7日	406,696,751	1,931,671,341	11,074,170,810
第19計算期間	2007年6月8日～2007年12月7日	331,659,140	1,005,891,003	10,399,938,947
第20計算期間	2007年12月8日～2008年6月9日	297,409,339	1,130,803,480	9,566,544,806
第21計算期間	2008年6月10日～2008年12月8日	256,099,938	833,574,455	8,989,070,289
第22計算期間	2008年12月9日～2009年6月8日	234,485,488	577,232,047	8,646,323,730
第23計算期間	2009年6月9日～2009年12月7日	202,099,883	705,170,827	8,143,252,786
第24計算期間	2009年12月8日～2010年6月7日	201,713,622	1,211,024,787	7,133,941,621
第25計算期間	2010年6月8日～2010年12月7日	200,249,779	673,385,916	6,660,805,484
第26計算期間	2010年12月8日～2011年6月7日	196,109,330	435,465,183	6,421,449,631
第27計算期間	2011年6月8日～2011年12月7日	184,931,766	497,802,980	6,108,578,417
第28計算期間	2011年12月8日～2012年6月7日	175,974,791	383,141,831	5,901,411,377
第29計算期間	2012年6月8日～2012年12月7日	159,151,686	392,504,465	5,668,058,598
第30計算期間	2012年12月8日～2013年6月7日	152,958,928	745,298,363	5,075,719,163
第31計算期間	2013年6月8日～2013年12月9日	148,946,091	263,253,481	4,961,411,773
第32計算期間	2013年12月10日～2014年6月9日	128,406,995	282,311,390	4,807,507,378
第33計算期間	2014年6月10日～2014年12月8日	235,626,255	377,005,244	4,666,128,389
第34計算期間	2014年12月9日～2015年6月8日	226,644,817	269,420,732	4,623,352,474
第35計算期間	2015年6月9日～2015年12月7日	111,600,794	233,434,334	4,501,518,934
第36計算期間	2015年12月8日～2016年6月7日	237,632,626	335,371,038	4,403,780,522

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	30,000	396,850,000	764,580,000
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	1,280,000	137,240,000	628,620,000
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	1,200,000	110,460,000	519,360,000
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	630,000	58,380,000	461,610,000
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	100,000	80,030,000	381,680,000
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	—	37,140,000	344,540,000
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	40,000	41,510,000	303,070,000
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	100,000	50,400,000	252,770,000
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	130,000	25,190,000	227,710,000
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	—	7,750,000	219,960,000
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	13,030,000	8,530,000	224,460,000
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	2,840,000	22,960,000	204,340,000
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	19,340,000	30,840,000	192,840,000
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	79,300,000	6,000,000	266,140,000
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	49,060,000	37,550,000	277,650,000
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	735,000,000	243,220,000	769,430,000
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	235,765,313	73,382,036	931,813,277
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	458,139,045	94,582,176	1,295,370,146
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	212,006,697	63,717,807	1,443,659,036
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	257,156,234	487,815,200	1,213,000,070

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第9特定期間	2006年6月8日～2006年12月7日	108,200,000	173,350,000	1,548,510,000
第10特定期間	2006年12月8日～2007年6月7日	85,220,000	164,210,000	1,469,520,000
第11特定期間	2007年6月8日～2007年12月7日	134,980,000	312,290,000	1,292,210,000
第12特定期間	2007年12月8日～2008年6月9日	17,490,000	121,830,000	1,187,870,000
第13特定期間	2008年6月10日～2008年12月8日	1,560,000	140,030,000	1,049,400,000
第14特定期間	2008年12月9日～2009年6月8日	2,960,000	113,080,000	939,280,000
第15特定期間	2009年6月9日～2009年12月7日	830,000	91,300,000	848,810,000
第16特定期間	2009年12月8日～2010年6月7日	500,000	61,080,000	788,230,000
第17特定期間	2010年6月8日～2010年12月7日	260,000	44,830,000	743,660,000
第18特定期間	2010年12月8日～2011年6月7日	10,350,000	46,610,000	707,400,000
第19特定期間	2011年6月8日～2011年12月7日	160,000	122,620,000	584,940,000
第20特定期間	2011年12月8日～2012年6月7日	1,740,000	50,150,000	536,530,000
第21特定期間	2012年6月8日～2012年12月7日	350,000	25,650,000	511,230,000
第22特定期間	2012年12月8日～2013年6月7日	410,000	28,660,000	482,980,000
第23特定期間	2013年6月8日～2013年12月9日	9,500,000	24,970,000	467,510,000
第24特定期間	2013年12月10日～2014年6月9日	271,600,000	109,270,000	629,840,000
第25特定期間	2014年6月10日～2014年12月8日	106,652,936	18,707,560	717,785,376
第26特定期間	2014年12月9日～2015年6月8日	13,115,834	17,121,897	713,779,313
第27特定期間	2015年6月9日～2015年12月7日	5,167,411	26,377,011	692,569,713
第28特定期間	2015年12月8日～2016年6月7日	100,322,486	40,829,414	752,062,785

(参考) 運用実績

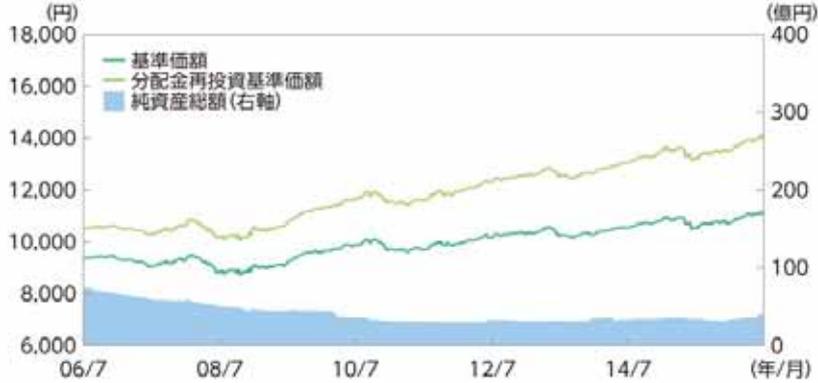
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Aコース(限定為替ヘッジ)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日:1998年6月26日)



基準価額・純資産総額

基準価額	11,189円
純資産総額	41.1億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.60%
3ヵ月	1.86%
6ヵ月	5.19%
1年	7.53%
3年	13.06%
5年	22.45%
設定来	41.72%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	14/6/9	14/12/8	15/6/8	15/12/7	16/6/7	設定来累計
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	2,330円

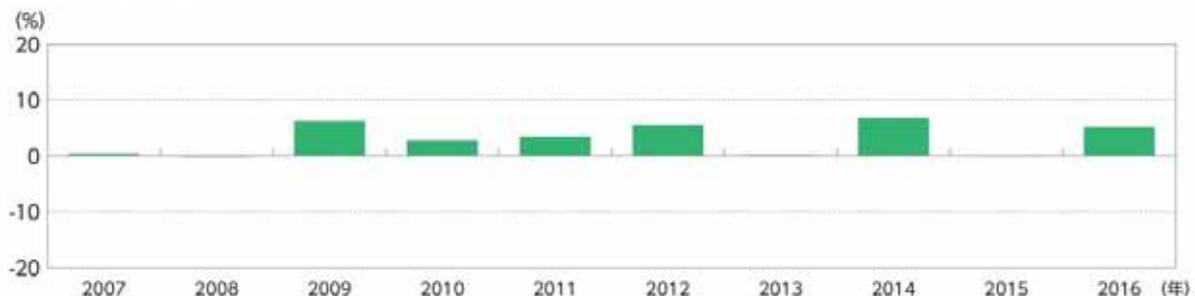
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	カナダ国債	2021/3/1	AAA/Aaa	0.750%	13.0%
2	第110回利付国債(5年)	2018/3/20	A+/A1	0.300%	4.2%
3	第310回利付国債(10年)	2020/9/20	A+/A1	1.000%	3.9%
4	アメリカ国債	2018/2/28	AA+/Aaa	0.750%	3.6%
5	スウェーデン国債	2017/8/12	AAA/Aaa	3.750%	2.5%
6	第118回利付国債(20年)	2030/6/20	A+/A1	2.000%	2.5%
7	ドイツ国債	2019/2/22	AAA/Aaa	1.000%	2.3%
8	フランス国債	2024/11/25	AA/Aa2	1.750%	1.9%
9	カナダ国債	2021/6/1	AAA/Aaa	3.250%	1.8%
10	ドイツ復興金融公庫	2021/6/30	AAA/Aaa	0.000%	1.8%

(注)上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
 NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
 ●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

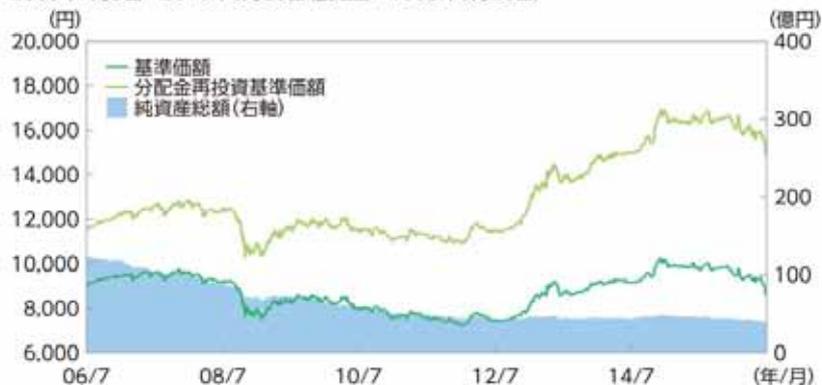
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Bコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日：1998年6月26日)



基準価額・純資産総額

基準価額	8,845円
純資産総額	39.1億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-4.69%
3ヵ月	-5.82%
6ヵ月	-6.79%
1年	-6.96%
3年	11.12%
5年	34.88%
設定来	52.68%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	14/6/9	14/12/8	15/6/8	15/12/7	16/6/7	設定来累計
分配金	130円	130円	130円	130円	130円	4,687円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

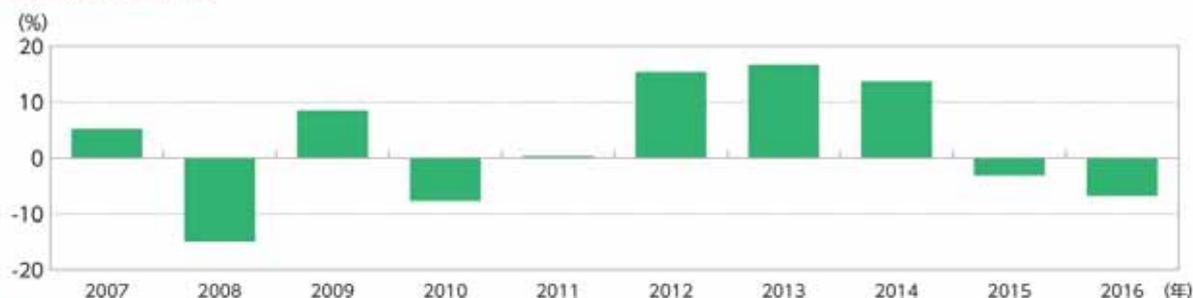
主要な資産の状況

	銘柄	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	カナダ国債	2021/3/1	AAA/Aaa	0.750%	14.3%
2	第310回利付国債(10年)	2020/9/20	A+/A1	1.000%	4.4%
3	ドイツ国債	2019/2/22	AAA/Aaa	1.000%	4.3%
4	第110回利付国債(5年)	2018/3/20	A+/A1	0.300%	3.9%
5	第92回利付国債(20年)	2026/12/20	A+/A1	2.100%	3.7%
6	スウェーデン国債	2017/8/12	AAA/Aaa	3.750%	2.3%
7	ドイツ復興金融公庫	2018/8/6	AAA/Aaa	1.125%	2.2%
8	ドイツ復興金融公庫	2021/6/30	AAA/Aaa	0.000%	2.0%
9	フランス国債	2041/4/25	AA/Aa2	4.500%	1.9%
10	スウェーデン国債	2019/3/12	AAA/Aaa	4.250%	1.9%

(注) 上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。

●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

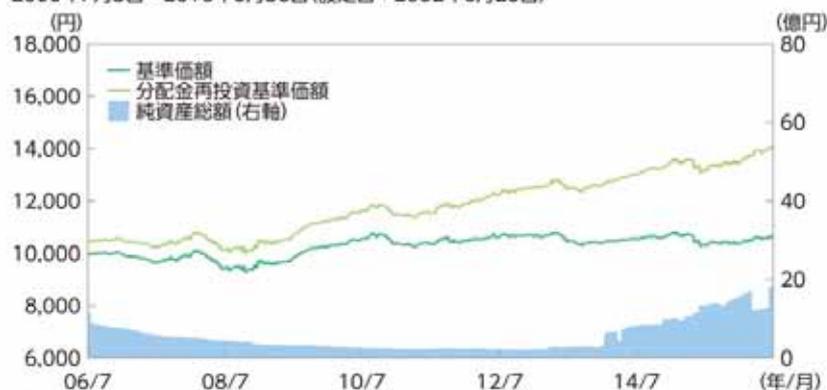
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日：2002年6月28日)



基準価額・純資産総額

基準価額	10,717円
純資産総額	18.4億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.59%
3ヵ月	1.85%
6ヵ月	5.29%
1年	7.60%
3年	13.33%
5年	22.74%
設定来	41.46%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/7/7	15/8/7	15/9/7	15/10/7	15/11/9	15/12/7	16/1/7	16/2/8	16/3/7	16/4/7	16/5/9	16/6/7	最近1年累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	360円	2,855円

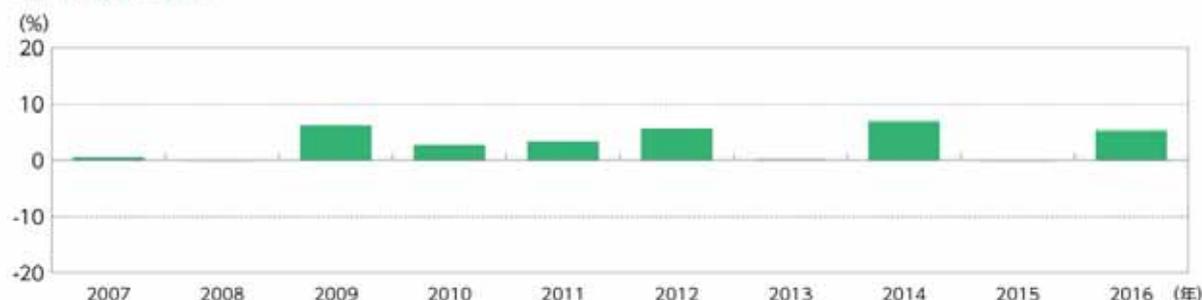
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	カナダ国債	2021/3/1	AAA/Aaa	0.750%	13.0%
2	第110回利付国債(5年)	2018/3/20	A+/A1	0.300%	4.2%
3	第310回利付国債(10年)	2020/9/20	A+/A1	1.000%	3.9%
4	アメリカ国債	2018/2/28	AA+/Aaa	0.750%	3.6%
5	スウェーデン国債	2017/8/12	AAA/Aaa	3.750%	2.5%
6	第118回利付国債(20年)	2030/6/20	A+/A1	2.000%	2.5%
7	ドイツ国債	2019/2/22	AAA/Aaa	1.000%	2.3%
8	フランス国債	2024/11/25	AA/Aa2	1.750%	1.9%
9	カナダ国債	2021/6/1	AAA/Aaa	3.250%	1.8%
10	ドイツ復興金融公庫	2021/6/30	AAA/Aaa	0.000%	1.8%

(注) 上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

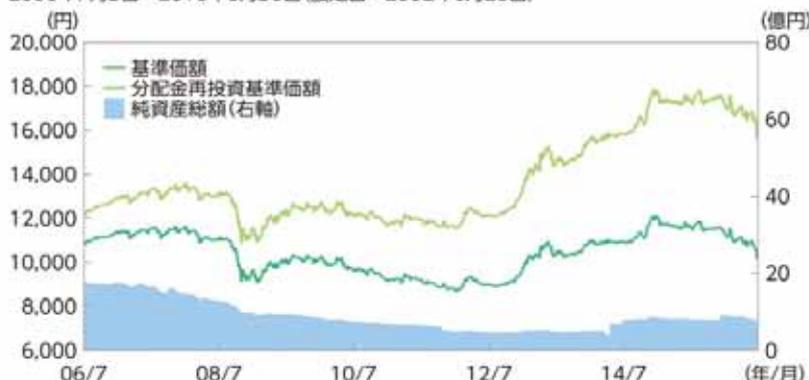
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日：2002年6月28日)



基準価額・純資産総額

基準価額	10,444円
純資産総額	7.9億円

**期間別騰落率
(分配金再投資)**

期間	ファンド
1ヵ月	-4.68%
3ヵ月	-5.81%
6ヵ月	-6.80%
1年	-6.98%
3年	11.03%
5年	34.73%
設定来	61.13%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/7/7	15/8/7	15/9/7	15/10/7	15/11/9	15/12/7	16/1/7	16/2/8	16/3/7	16/4/7	16/5/9	16/6/7	直近1年累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	360円	4,535円

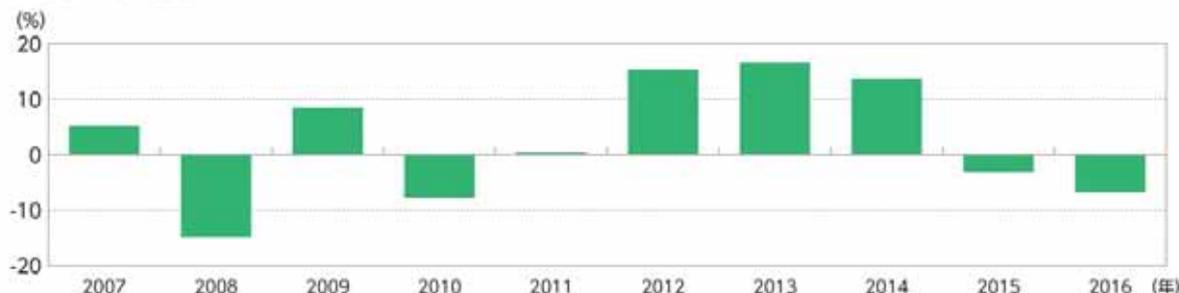
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	カナダ国債	2021/3/1	AAA/Aaa	0.750%	14.3%
2	第310回利付国債(10年)	2020/9/20	A+/A1	1.000%	4.4%
3	ドイツ国債	2019/2/22	AAA/Aaa	1.000%	4.3%
4	第110回利付国債(5年)	2018/3/20	A+/A1	0.300%	3.9%
5	第92回利付国債(20年)	2026/12/20	A+/A1	2.100%	3.7%
6	スウェーデン国債	2017/8/12	AAA/Aaa	3.750%	2.3%
7	ドイツ復興金融公庫	2018/8/6	AAA/Aaa	1.125%	2.2%
8	ドイツ復興金融公庫	2021/6/30	AAA/Aaa	0.000%	2.0%
9	フランス国債	2041/4/25	AA/Aa2	4.500%	1.9%
10	スウェーデン国債	2019/3/12	AAA/Aaa	4.250%	1.9%

(注)上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
 NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。
 ●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) AコースおよびBコースにおいては、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。なお、CコースおよびDコースにおいては、一般コースのみになります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

(4) お買付単位は以下のとおりです。

一般コース : 1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

(注) ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。また、スイッチングによる本ファンドのお買付は1万口以上1万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1万円以上1円単位）からお申込みいただけます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、所有する本ファンドの全額をもってスイッチングする場合は、1口単位からお申込みいただけます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(5) お買付代金は、取得申込日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性

に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。) があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約） 手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金のお申込みをすることは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(3) ご換金の単位は、1万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1口単位または1円単位）とします。販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

手取額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

(6) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日あたり10億円を超える大口の一部解約請求は制限することがあります。また、別途、1顧客1日あたり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(8) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(9) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

委託会社は、年2回（6月および12月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

<AコースおよびBコース>

本ファンドの信託期間は1998年6月26日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

<CコースおよびDコース>

本ファンドの信託期間は2002年6月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

<AコースおよびBコース>

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日および12月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年6月26日から1998年12月7日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

<CコースおよびDコース>

本ファンドの計算期間は毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年6月28日から2002年8月7日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

<AコースおよびBコース>

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受

益権の総口数が26億口を下回るようになった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

<CコースおよびDコース>

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、CコースおよびDコースそれぞれについて、受益権の総口数が50億口を下回るようになった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

<A B C D各コース共通>

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、

かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限り)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 g. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) Aコース及びBコースの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) Cコース及びDコースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (4) Aコース及びBコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間（平成27年12月8日から平成28年6月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。
- (5) Cコース及びDコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年12月8日から平成28年6月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐々木貴三 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)の平成27年12月8日から平成28年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		3,137,173,273	3,972,712,976
未収入金		1,091,840	1,428,234
流動資産合計		3,138,265,113	3,974,141,210
資産合計		3,138,265,113	3,974,141,210
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		17,404,646	21,325,966
未払解約金		1,091,840	1,428,234
未払受託者報酬		871,627	926,532
未払委託者報酬		17,432,516	18,530,442
その他未払費用		703,390	694,381
流動負債合計		37,504,019	42,905,555
負債合計		37,504,019	42,905,555
純資産の部			
元本等			
元本		2,900,774,346	3,554,327,720
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		199,986,748	376,907,935
(分配準備積立金)		312,446,899	311,502,883
元本等合計		3,100,761,094	3,931,235,655
純資産合計		3,100,761,094	3,931,235,655
負債純資産合計		3,138,265,113	3,974,141,210

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第35期	第36期
		自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		87,048,458	156,462,176
営業収益合計		87,048,458	156,462,176
営業費用			
受託者報酬		871,627	926,532
委託者報酬		17,432,516	18,530,442
その他費用		703,390	694,381
営業費用合計		19,007,533	20,151,355
営業利益又は営業損失 (△)		68,040,925	136,310,821
経常利益又は経常損失 (△)		68,040,925	136,310,821
当期純利益又は当期純損失 (△)		68,040,925	136,310,821
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△)		6,439,426	1,603,384
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		170,367,254	199,986,748
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,483,105	69,455,913
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		5,483,105	69,455,913
剰余金減少額又は欠損金増加額		20,060,464	5,916,197
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		20,060,464	5,916,197
分配金		17,404,646	21,325,966
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		199,986,748	376,907,935

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第35期	第36期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間期首は平成27年6月9日としております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区分	第35期	第36期
	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,215,271,507円	2,900,774,346円
期中追加設定元本額	82,351,227円	742,040,327円
期中一部解約元本額	396,848,388円	88,486,953円
2. 受益権の総数	2,900,774,346口	3,554,327,720口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第35期	第36期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	25,019,582円	28,948,327円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	431,090,734円	608,744,483円
分配準備積立金額	304,831,963円	303,880,522円
本ファンドの分配対象収益額	760,942,279円	941,573,332円
本ファンドの期末残存口数	2,900,774,346口	3,554,327,720口
10,000口当たり収益分配対象額	2,623円	2,649円
10,000口当たり分配金額	60円	60円
収益分配金金額	17,404,646円	21,325,966円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第35期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	第36期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第35期	第36期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	82,257,457	157,452,146
合計	82,257,457	157,452,146

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1,0689円	1,1060円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド	2,411,212,052	3,972,712,976	—
合計		—	2,411,212,052	3,972,712,976	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐々木 貴司 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)の平成27年12月8日から平成28年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		4,489,303,350	4,102,501,841
未収入金		3,943,571	1,342,101
流動資産合計		4,493,246,921	4,103,843,942
資産合計		4,493,246,921	4,103,843,942
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		58,519,746	57,249,146
未払解約金		3,943,571	1,342,101
未払受託者報酬		1,206,309	1,153,625
未払委託者報酬		24,126,084	23,072,266
その他未払費用		892,718	823,918
流動負債合計		88,688,428	83,641,056
負債合計		88,688,428	83,641,056
純資産の部			
元本等			
元本		4,501,518,934	4,403,780,522
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△96,960,441	△383,577,636
(分配準備積立金)		508,833,020	433,771,820
元本等合計		4,404,558,493	4,020,202,886
純資産合計		4,404,558,493	4,020,202,886
負債純資産合計		4,493,246,921	4,103,843,942

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第35期	第36期
		自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		24,451,319	△216,381,596
営業収益合計		24,451,319	△216,381,596
営業費用			
受託者報酬		1,206,309	1,153,625
委託者報酬		24,126,084	23,072,266
その他費用		892,718	823,918
営業費用合計		26,225,111	25,049,809
営業利益又は営業損失 (△)		△1,773,792	△241,431,405
経常利益又は経常損失 (△)		△1,773,792	△241,431,405
当期純利益又は当期純損失 (△)		△1,773,792	△241,431,405
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△)		△1,058,026	△12,738,453
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△38,754,018	△96,960,441
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,618,254	8,241,703
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		2,618,254	8,241,703
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,589,165	8,916,800
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		1,589,165	8,916,800
分配金		58,519,746	57,249,146
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△96,960,441	△383,577,636

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第35期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	第36期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間期首は平成27年6月9日としております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区分	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,623,352,474円	4,501,518,934円
期中追加設定元本額	111,600,794円	237,632,626円
期中一部解約元本額	233,434,334円	335,371,038円
2. 受益権の総数	4,501,518,934口	4,403,780,522口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,960,441円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は383,577,636円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第35期		第36期	
	自	平成27年6月9日	自	平成27年12月8日
	至	平成27年12月7日	至	平成28年6月7日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		20,414,110円		17,702,720円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額		－円		－円
収益調整金額		113,784,473円		137,062,999円
分配準備積立金額		546,938,656円		473,318,246円
本ファンドの分配対象収益額		681,137,239円		628,083,965円
本ファンドの期末残存口数		4,501,518,934口		4,403,780,522口
10,000口当たり収益分配対象額		1,513円		1,426円
10,000口当たり分配金額		130円		130円
収益分配金金額		58,519,746円		57,249,146円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第35期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	第36期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第35期	第36期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	34,566,474	△197,055,126
合計	34,566,474	△197,055,126

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第35期 (平成27年12月7日現在)	第36期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	0.9785円	0.9129円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース (為替ヘッジなし) マザーファンド	1,896,584,458	4,102,501,841	—
合計		—	1,896,584,458	4,102,501,841	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂本 貴司 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)の平成27年12月8日から平成28年6月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,499,775,356	1,289,971,688
流動資産合計		1,499,775,356	1,289,971,688
資産合計		1,499,775,356	1,289,971,688
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		4,330,977	3,639,000
未払受託者報酬		61,096	54,146
未払委託者報酬		1,221,968	1,082,873
その他未払費用		56,446	50,019
流動負債合計		5,670,487	4,826,038
負債合計		5,670,487	4,826,038
純資産の部			
元本等			
元本		1,443,659,036	1,213,000,070
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		50,445,833	72,145,580
(分配準備積立金)		2,395	13,039,458
元本等合計		1,494,104,869	1,285,145,650
純資産合計		1,494,104,869	1,285,145,650
負債純資産合計		1,499,775,356	1,289,971,688

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		34,812,705	66,571,906
営業収益合計		34,812,705	66,571,906
営業費用			
受託者報酬		371,291	386,605
委託者報酬		7,425,842	7,731,964
その他費用		343,015	357,157
営業費用合計		8,140,148	8,475,726
営業利益又は営業損失 (△)		26,672,557	58,096,180
経常利益又は経常損失 (△)		26,672,557	58,096,180
当期純利益又は当期純損失 (△)		26,672,557	58,096,180
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△)		△232,489	179,642
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		41,269,404	50,445,833
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,910,515	12,158,624
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		8,910,515	12,158,624
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,329,433	23,552,021
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		2,329,433	23,552,021
分配金		24,309,699	24,823,394
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		50,445,833	72,145,580

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のため、当特定期間期首は平成27年6月9日としております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,295,370,146円	1,443,659,036円
期中追加設定元本額	212,006,697円	257,156,234円
期中一部解約元本額	63,717,807円	487,815,200円
2. 受益権の総数	1,443,659,036口	1,213,000,070口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
分配金の計算過程		
	平成27年6月9日から 平成27年7月7日までの計算期間	平成27年12月8日から 平成28年1月7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,731,091円	2,120,290円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	222,342,527円	261,045,258円
分配準備積立金額	13,290,393円	2,395円
本ファンドの分配対象収益額	237,364,011円	263,167,943円
本ファンドの期末残存口数	1,304,747,556口	1,527,782,348口
10,000口当たり収益分配対象額	1,819円	1,722円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	3,914,242円	4,583,347円
	平成27年7月8日から 平成27年8月7日までの計算期間	平成28年1月8日から 平成28年2月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,288,219円	2,384,355円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	520,037円
収益調整金額	225,024,156円	267,178,410円
分配準備積立金額	11,074,741円	2,123円
本ファンドの分配対象収益額	238,387,116円	270,084,925円
本ファンドの期末残存口数	1,319,307,977口	1,577,972,802口
10,000口当たり収益分配対象額	1,806円	1,711円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	3,957,923円	4,733,918円
	平成27年8月8日から 平成27年9月7日までの計算期間	平成28年2月9日から 平成28年3月7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,943,447円	2,285,028円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	3,910,170円
収益調整金額	226,315,981円	272,113,203円
分配準備積立金額	9,384,371円	1,471円
本ファンドの分配対象収益額	237,643,799円	278,309,872円
本ファンドの期末残存口数	1,326,315,378口	1,617,591,185口
10,000口当たり収益分配対象額	1,791円	1,720円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	3,978,946円	4,852,773円

区分	前期	当期
	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
	平成27年 9月 8日から 平成27年10月 7日までの計算期間	平成28年 3月 8日から 平成28年 4月 7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,811,330円	1,946,735円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	15,426,660円
収益調整金額	221,204,803円	194,959,543円
分配準備積立金額	7,220,109円	1,291,822円
本ファンドの分配対象収益額	230,236,242円	213,624,760円
本ファンドの期末残存口数	1,295,604,934口	1,158,560,745口
10,000口当たり収益分配対象額	1,777円	1,843円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	3,886,814円	3,475,682円
	平成27年10月 8日から 平成27年11月 9日までの計算期間	平成28年 4月 8日から 平成28年 5月 9日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	715,360円	342,053円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	241,888,799円	198,799,316円
分配準備積立金額	5,142,748円	15,189,535円
本ファンドの分配対象収益額	247,746,907円	214,330,904円
本ファンドの期末残存口数	1,413,599,205口	1,179,558,169口
10,000口当たり収益分配対象額	1,752円	1,817円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	4,240,797円	3,538,674円
	平成27年11月10日から 平成27年12月 7日までの計算期間	平成28年 5月10日から 平成28年 6月 7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,047,083円	1,693,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	3,039,581円
収益調整金額	247,243,086円	204,912,642円
分配準備積立金額	1,619,318円	11,945,718円
本ファンドの分配対象収益額	250,909,487円	221,591,100円
本ファンドの期末残存口数	1,443,659,036口	1,213,000,070口
10,000口当たり収益分配対象額	1,738円	1,826円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	4,330,977円	3,639,000円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	当期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期		当期	
	自 平成27年6月9日	至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日	至 平成28年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。		同左	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。		(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		同左	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,323,782	7,090,604
合計	8,323,782	7,090,604

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0349円	1.0595円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド	782,939,845	1,289,971,688	—
合計		—	782,939,845	1,289,971,688	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂本貴司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の平成27年12月8日から平成28年6月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		804,793,000	813,736,173
流動資産合計		804,793,000	813,736,173
資産合計		804,793,000	813,736,173
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		2,077,709	2,256,188
未払受託者報酬		33,042	35,354
未払委託者報酬		660,833	707,034
その他未払費用		30,521	32,656
流動負債合計		2,802,105	3,031,232
負債合計		2,802,105	3,031,232
純資産の部			
元本等			
元本		692,569,713	752,062,785
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		109,421,182	58,642,156
(分配準備積立金)		77,405,286	64,827,790
元本等合計		801,990,895	810,704,941
純資産合計		801,990,895	810,704,941
負債純資産合計		804,793,000	813,736,173

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		4,051,698	△44,039,441
営業収益合計		4,051,698	△44,039,441
営業費用			
受託者報酬		215,489	234,545
委託者報酬		4,309,859	4,690,722
その他費用		199,055	216,655
営業費用合計		4,724,403	5,141,922
営業利益又は営業損失 (△)		△672,705	△49,181,363
経常利益又は経常損失 (△)		△672,705	△49,181,363
当期純利益又は当期純損失 (△)		△672,705	△49,181,363
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△)		△212,560	16,025
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		125,994,781	109,421,182
剰余金増加額又は欠損金減少額		830,554	16,107,179
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		830,554	16,107,179
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,509,725	3,654,947
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		4,509,725	3,654,947
分配金		12,434,283	14,033,870
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		109,421,182	58,642,156

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	当期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のた め、当特定期間期首は平成27年6月 9日としております。	—————

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	713,779,313円	692,569,713円
期中追加設定元本額	5,167,411円	100,322,486円
期中一部解約元本額	26,377,011円	40,829,414円
2. 受益権の総数	692,569,713口	752,062,785口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
分配金の計算過程		
	平成27年6月9日から 平成27年7月7日までの計算期間	平成27年12月8日から 平成28年1月7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	768,810円	618,099円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	87,072,823円	112,191,572円
分配準備積立金額	84,305,768円	77,386,413円
本ファンドの分配対象収益額	172,147,401円	190,196,084円
本ファンドの期末残存口数	689,323,813口	792,563,169口
10,000口当たり収益分配対象額	2,497円	2,399円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,067,971円	2,377,689円
	平成27年7月8日から 平成27年8月7日までの計算期間	平成28年1月8日から 平成28年2月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,381,682円	1,397,937円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	87,219,804円	111,927,220円
分配準備積立金額	82,968,254円	75,451,798円
本ファンドの分配対象収益額	171,569,740円	188,776,955円
本ファンドの期末残存口数	689,759,972口	790,680,843口
10,000口当たり収益分配対象額	2,487円	2,387円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,069,279円	2,372,042円
	平成27年8月8日から 平成27年9月7日までの計算期間	平成28年2月9日から 平成28年3月7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	593,616円	773,456円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	87,228,787円	111,881,995円
分配準備積立金額	82,280,657円	74,445,880円
本ファンドの分配対象収益額	170,103,060円	187,101,331円
本ファンドの期末残存口数	689,789,972口	790,349,024口
10,000口当たり収益分配対象額	2,466円	2,367円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,069,369円	2,371,047円

区分	前期	当期
	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
	平成27年 9月 8日から 平成27年10月 7日までの計算期間	平成28年 3月 8日から 平成28年 4月 7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,329,444円	681,289円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	87,662,636円	111,893,162円
分配準備積立金額	80,690,814円	72,848,289円
本ファンドの分配対象収益額	169,682,894円	185,422,740円
本ファンドの期末残存口数	691,089,972口	790,396,408口
10,000口当たり収益分配対象額	2,455円	2,345円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,073,269円	2,371,189円
	平成27年10月 8日から 平成27年11月 9日までの計算期間	平成28年 4月 8日から 平成28年 5月 9日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	467,808円	413,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	87,945,108円	107,861,450円
分配準備積立金額	79,946,989円	68,682,858円
本ファンドの分配対象収益額	168,359,905円	176,957,449円
本ファンドの期末残存口数	692,228,688口	761,905,217口
10,000口当たり収益分配対象額	2,432円	2,322円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,076,686円	2,285,715円
	平成27年11月10日から 平成27年12月 7日までの計算期間	平成28年 5月10日から 平成28年 6月 7日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,200,874円	1,111,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	88,084,805円	106,470,532円
分配準備積立金額	78,282,121円	65,972,305円
本ファンドの分配対象収益額	167,567,800円	173,554,510円
本ファンドの期末残存口数	692,569,713口	752,062,785口
10,000口当たり収益分配対象額	2,419円	2,307円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	2,077,709円	2,256,188円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	当期 自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,920,916	4,025,230
合計	7,920,916	4,025,230

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (平成27年12月7日現在)	当期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.1580円	1.0780円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース (為替ヘッジなし) マザーファンド	376,189,808	813,736,173	—
合計		—	376,189,808	813,736,173	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

Aコース及びCコースは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	743,570,925
コール・ローン		827,228,305	1,738,751,036
国債証券		21,716,663,790	27,346,957,842
特殊債券		5,096,972,191	4,700,310,730
社債券		7,119,230,679	7,665,495,188
派生商品評価勘定		754,652,469	1,686,492,281
未収入金		480,526,517	777,134,003
未収利息		223,896,085	157,751,968
前払費用		11,896,736	72,126,344
差入委託証拠金		128,595,819	61,657,973
流動資産合計		36,359,662,591	44,950,248,290
資産合計		36,359,662,591	44,950,248,290
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,027,093,248	1,245,858,897
未払金		598,613,297	1,493,999,825
未払解約金		120,750,141	43,591,771
未払利息		—	4,150
流動負債合計		1,746,456,686	2,783,454,643
負債合計		1,746,456,686	2,783,454,643
純資産の部			
元本等			
元本		21,979,644,633	25,593,448,874
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		12,633,561,272	16,573,344,773
元本等合計		34,613,205,905	42,166,793,647
純資産合計		34,613,205,905	42,166,793,647
負債純資産合計		36,359,662,591	44,950,248,290

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 6 月 9 日 至 平成27年12月 7 日	自 平成27年12月 8 日 至 平成28年 6 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	24,093,864,686円	21,979,644,633円
期中追加設定元本額	2,705,376,217円	7,062,730,721円
期中一部解約元本額	4,819,596,270円	3,448,926,480円
期末元本額	21,979,644,633円	25,593,448,874円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)	2,555,908,382円	2,733,524,495円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA向け)	9,002,339,466円	11,085,838,410円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	2,499,935,945円	3,298,957,844円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)	952,359,256円	782,939,845円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)	1,992,109,013円	2,411,212,052円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA (限定為替ヘッジ)VA(適格機関投資家専用)	1,984,756,883円	1,754,276,750円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF (適格機関投資家専用)	938,045,698円	1,276,976,704円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA (適格機関投資家専用)	2,054,189,990円	2,249,722,774円
2. 受益権の総数	21,979,644,633口	25,593,448,874口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等にも実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	129,181,579	518,621,922
特殊債券	△2,470,917	65,114,779
社債券	△22,712,621	132,378,944
合計	103,998,041	716,115,645

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	10,441,149,883	—	10,417,108,864	△24,041,019	9,757,966,622	—	9,847,429,032	89,462,410
	売建	2,246,254,872	—	2,242,232,706	4,022,166	9,371,938,242	—	9,438,086,343	△66,148,101
	合計	12,687,404,755	—	12,659,341,570	△20,018,853	19,129,904,864	—	19,285,515,375	23,314,309

(2) 通貨関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	19,053,140,852	—	19,360,293,883	307,153,031	21,440,732,604	—	20,901,576,964	△539,155,640
	カナダドル	1,906,445,401	—	1,906,715,094	269,693	3,529,506,519	—	3,486,907,869	△42,598,650
	ユーロ	11,375,206,802	—	11,490,343,709	115,136,907	13,184,692,917	—	12,963,818,756	△220,874,161
	英ポンド	1,543,290,070	—	1,568,684,314	25,394,244	2,741,731,992	—	2,686,489,425	△55,242,567
	スイスフラン	—	—	—	—	847,333,501	—	838,152,534	△9,180,967
	スウェーデン クローナ	825,384,444	—	845,429,099	20,044,655	4,330,164,220	—	4,295,579,692	△34,584,528
	ノルウェー クローネ	515,951,181	—	512,317,315	△3,633,866	1,135,480,532	—	1,130,088,572	△5,391,960
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	295,061,225	—	296,072,203	1,010,978
	オーストラリア ドル	2,278,627,379	—	2,379,578,725	100,951,346	4,051,462,111	—	3,908,256,655	△143,205,456
	ニュージーラ ンドドル	1,416,274,438	—	1,473,358,228	57,083,790	2,329,390,612	—	2,296,376,056	△33,014,556
	売建								
	米ドル	27,632,237,165	—	28,141,887,038	△509,649,873	29,387,743,806	—	28,780,110,600	607,633,206
	カナダドル	2,214,597,863	—	2,228,930,937	△14,333,074	11,052,022,126	—	10,977,477,207	74,544,919
	ユーロ	23,460,732,494	—	23,653,019,911	△192,287,417	27,526,913,042	—	27,109,504,724	417,408,318
	英ポンド	4,277,384,923	—	4,275,248,045	2,136,878	5,298,509,514	—	5,144,858,900	153,650,614
	スイスフラン	—	—	—	—	515,873,286	—	505,650,564	10,222,722
	スウェーデン クローナ	734,908,778	—	744,795,070	△9,886,292	4,612,757,945	—	4,570,139,786	42,618,159
	ノルウェー クローネ	330,064,042	—	331,622,097	△1,558,055	1,179,401,691	—	1,159,465,796	19,935,895
デンマーク クローネ	319,259,711	—	324,235,169	△4,975,458	592,509,081	—	592,144,406	364,675	
オーストラリア ドル	2,660,976,973	—	2,739,145,724	△78,168,751	3,161,142,548	—	3,050,393,003	110,749,545	
ニュージーラ ンドドル	1,658,525,307	—	1,724,955,303	△66,429,996	3,147,056,649	—	3,084,628,120	62,428,529	
合計		102,203,007,823	—	103,700,559,661	△252,752,238	140,359,485,921	—	137,777,691,832	417,319,075

(3) 金利関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	売建	2,026,696,883	1,264,667,638	2,026,366,571	330,312	—	—	—	—
	合計	2,026,696,883	1,264,667,638	2,026,366,571	330,312	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日			自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 一円	—	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.5748円	1.6476円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第110回利付国債（5年）	1,776,000,000	1,793,760,000	
		第5回利付国債（40年）	188,700,000	294,726,756	
		第8回利付国債（40年）	76,200,000	105,499,662	
		第310回利付国債（10年）	1,604,000,000	1,690,054,600	
		第330回利付国債（10年）	293,150,000	315,746,002	
		第340回利付国債（10年）	92,350,000	97,268,561	
		第27回利付国債（30年）	316,200,000	463,710,462	
		第34回利付国債（30年）	340,700,000	498,035,260	
		第96回利付国債（20年）	392,100,000	487,764,558	
		第118回利付国債（20年）	841,100,000	1,078,626,640	
		第121回利付国債（20年）	60,100,000	76,408,736	
		第19回利付国債（物価連動・10年）	9,500,000	10,065,544	
		第20回利付国債（物価連動・10年）	466,000,000	494,967,725	
小計				7,406,634,506	
米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	300,000.00	373,391.99	
		TSY INFL IX N/B 0.125%	780,000.00	785,969.00	
		TSY INFL IX N/B 0.375%	780,000.00	821,302.44	
		TSY INFL IX N/B 0.375%	760,000.00	780,735.97	
		TSY INFL IX N/B 0.625%	5,770,000.00	6,134,082.88	
		TSY INFL IX N/B 1.375%	1,160,000.00	1,326,375.95	
		US TREASURY N/B 0.75%	15,000,000.00	14,991,750.00	
		US TREASURY N/B 1%	2,800,000.00	2,810,052.02	
		US TREASURY N/B 3.625%	5,210,000.00	6,417,677.63	
		特殊債券	ELECTRICITE DE F 3.625%	800,000.00	824,554.40
	ENGIE 2.875%		1,400,000.00	1,427,018.60	
	FHMS K029 A2		1,800,000.00	1,953,924.30	
	FHMS K030 A1		923,107.58	960,517.89	
	FHMS K714 A2		700,000.00	739,227.02	
	FN AL2293		1,075,433.32	1,195,993.80	
	FN FN0003		1,137,522.85	1,255,818.06	
	KFW 1.125%		5,600,000.00	5,615,175.77	
	SLCLT 2006-1 A4		173,814.52	173,301.28	
	社債券		ABBVIE INC 3.2%	50,000.00	51,260.72
		ABBVIE INC 3.6%	200,000.00	206,738.58	
		ACTAVIS FUNDING 2.45%	50,000.00	50,421.43	
		ACTAVIS FUNDING 3.45%	150,000.00	153,007.29	
		ACTAVIS FUNDING 3%	250,000.00	254,031.81	
		ACTAVIS FUNDING 4.75%	100,000.00	100,326.77	
		ACTAVIS FUNDING 4.85%	150,000.00	151,178.00	
		AIREM 2006-1A 1A	963,020.97	941,352.99	
AIREM 2006-1X 1A		131,321.04	128,366.31		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AIREM 2007-1A 2A1	523,839.53	512,397.82	
		ANHEUSER-BUSCH I 2.65%	600,000.00	614,085.11	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.3%	200,000.00	207,260.75	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.65%	1,300,000.00	1,362,924.20	
		BAT INTL FINANCE 2.75%	400,000.00	413,480.40	
		BAT INTL FINANCE 3.5%	100,000.00	106,643.40	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	500,000.00	546,742.00	
		BAYER US FINANCE 3%	2,150,000.00	2,208,447.75	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	950,000.00	981,211.30	
		BPCE SA 2.65%	1,500,000.00	1,533,842.35	
		BRNL 2007-1X A4C	468,469.68	464,415.54	
		CEDLT 2007-A A3	233,645.55	228,982.98	
		CISCO SYSTEMS IN 2.2%	1,150,000.00	1,169,793.88	
		CREDIT SUISSE NE 3.625%	900,000.00	939,247.48	
		CVS HEALTH CORP 2.8%	250,000.00	257,639.14	
		CVS HEALTH CORP 3.5%	150,000.00	159,548.44	
		CVS HEALTH CORP 3.875%	133,000.00	143,903.44	
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	3,000,000.00	3,015,000.00	
		DISCOVER BANK 3.1%	400,000.00	407,571.59	
		EDUSA 2015-2 A	1,366,883.33	1,353,757.01	
		GE CAPITAL INTL 2.342%	1,100,000.00	1,126,364.34	
		HFCHC 2007-3 APT	399,642.55	398,585.21	
		HJ HEINZ CO 2.8%	350,000.00	360,026.47	
		HJ HEINZ CO 3.5%	250,000.00	262,197.22	
		HJ HEINZ CO 3.95%	300,000.00	322,174.18	
		HJ HEINZ CO 5.2%	50,000.00	56,926.86	
		HJ HEINZ CO 5%	100,000.00	111,510.67	
		HOME DEPOT INC 3.35%	1,000,000.00	1,075,500.64	
		LEEK 18X A2B	538,772.00	572,542.12	
		LLOYDS TSB BANK 3.5%	900,000.00	944,134.55	
		LOWE'S COS INC 3.375%	1,000,000.00	1,070,807.50	
		MEDTRONIC INC 3.5%	900,000.00	965,068.38	
		MORGAN STANLEY 3.95%	1,000,000.00	1,000,519.87	
		NEF 2004-2 A3	166,827.50	166,163.74	
		NSLT 2006-1 A5	1,178,062.16	1,155,071.57	
		NSLT 2013-5A A	1,390,769.10	1,355,200.45	
		ORACLE CORP 3.4%	1,350,000.00	1,440,579.93	
		ROCHE HOLDING IN 2.625%	1,700,000.00	1,721,919.80	
		SANTANDER HOLDIN 2.65%	800,000.00	798,879.69	
		SCENTRE GROUP TR 3.5%	750,000.00	770,637.00	
		SCHOL 2010-A A	537,346.16	521,739.96	
		SEMT 2004-10 A3A	143,182.97	137,226.68	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		SLCLT 2006-1 A5	1,250,000.00	1,198,297.62		
		SLMA 2005-3 A5	648,529.83	638,510.62		
		SLMA 2006-2 A5	890,606.45	878,816.51		
		SYNCHRONY FINANC 2.6%	900,000.00	906,563.98		
		UNITEDHEALTH GRO 2.75%	1,200,000.00	1,221,776.08		
		VISA INC 2.8%	400,000.00	415,899.59		
		VISA INC 3.15%	1,100,000.00	1,149,228.50		
				89,993,317.21		
				(9,663,482,400)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	62,680,000.00	62,974,596.00		
		CANADA-GOV' T 3.25%	630,000.00	709,550.10		
		CANADA-GOV' T 3.5%	700,000.00	955,850.00		
		CANADA-GOV' T 8%	1,020,000.00	1,711,906.80		
		CANADA HOUSING T 2.35%	1,100,000.00	1,142,460.00		
小計				67,494,362.90		
				(5,652,652,892)		
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.6%	1,860,000.00	2,221,156.20		
		BELGIAN 3%	330,000.00	367,398.90		
		BELGIAN 4%	2,200,000.00	3,210,613.91		
		BTPS 0.65%	500,000.00	507,215.04		
		BTPS 2.35%	3,940,000.00	4,536,307.69		
		BTPS 4.25%	2,950,000.00	3,345,595.32		
		BTPS 5%	1,190,000.00	1,747,800.51		
		BTPS 5%	1,550,000.00	2,275,291.47		
		BUNDESUBL 1%	8,100,000.00	8,445,788.19		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	6,390,000.00	7,210,283.65		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	430,000.00	434,166.70		
		FRANCE O. A. T. 1%	900,000.00	931,959.09		
		FRANCE O. A. T. 3.5%	3,970,000.00	5,169,455.98		
		FRANCE O. A. T. 4.5%	2,090,000.00	3,552,749.34		
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	1,450,000.00	1,477,782.00		
		NETHERLANDS GOVT 1.75%	2,300,000.00	2,598,401.97		
		SPANISH GOV' T 1.15%	3,500,000.00	3,623,235.14		
		SPANISH GOV' T 2.75%	780,000.00	872,469.02		
		SPANISH GOV' T 3.8%	4,490,000.00	5,380,636.35		
		SPANISH GOV' T 4.2%	1,400,000.00	1,820,938.00		
		SPANISH GOV' T 5.9%	80,000.00	112,476.79		
		特殊債券	EFSF 0.4%	3,600,000.00	3,596,292.11	
			EFSF 1.2%	600,000.00	592,314.01	
			EFSF 1.375%	1,300,000.00	1,318,004.93	
			ELECTRICITE DE F VAR	100,000.00	95,240.00	
			ELECTRICITE DE F 2.75%	600,000.00	674,310.01	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
英ポンド	社債券	ELECTRICITE DE F 3.875%	900,000.00	1,059,615.00		
		ENGIE VAR	100,000.00	103,870.00		
		EURO STABILITY M 1.75%	260,000.00	292,083.97		
		EUROPEAN INVT BK 1%	4,020,000.00	4,070,893.42		
		KFW 0%	6,600,000.00	6,689,958.46		
		RTE RESEAU DE TR 1%	700,000.00	689,639.97		
		AIREM 2005-1X 2A2	50,833.88	49,952.42		
		AIREM 2007-1X 2A2	392,879.64	384,268.50		
		ALLIANDER NV VAR	1,550,000.00	1,622,927.53		
		ANHEUSER-BUSCH I 1.5%	500,000.00	520,675.00		
		ANHEUSER-BUSCH I 2.75%	100,000.00	111,605.00		
		ANHEUSER-BUSCH I 2%	700,000.00	744,030.06		
		APT PIPELINES LT 2%	1,800,000.00	1,687,140.05		
		ASSICURAZIONI GE 4.125%	200,000.00	216,249.98		
		BRITISH TELECOMM 0.625%	100,000.00	100,248.00		
		BRITISH TELECOMM 1.75%	400,000.00	413,368.04		
		CDP RETI SRL 1.875%	150,000.00	155,325.00		
		DEXIA CREDIT LOC 0.04%	2,600,000.00	2,603,067.89		
		DH EUROPE FINANC 2.5%	1,200,000.00	1,343,039.97		
		HEATHROW FUNDING 1.5%	800,000.00	781,679.99		
		ING BANK NV VAR	400,000.00	430,179.99		
		KLEPIERRE 1.75%	1,900,000.00	2,026,540.20		
		LEEK 17X A2C	130,405.00	140,874.36		
		LEEK 18X A2C	82,888.00	88,161.95		
		LLOYDS BANK PLC VAR	500,000.00	529,500.00		
		NATIONWIDE BLDG 1.125%	700,000.00	711,830.01		
		PHILIP MORRIS IN 2.875%	1,200,000.00	1,383,359.98		
		SANTANDER UK PLC 0.25%	1,400,000.00	1,406,271.97		
		SCENTRE MGMT LTD 2.25%	800,000.00	862,880.06		
	TOTAL SA VAR	300,000.00	276,150.00			
	TOTAL SA VAR	700,000.00	676,445.00			
	小計				98,289,714.09	
					(11,987,413,529)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	2,070,000.00	2,680,650.00		
		UK TREASURY 4.25%	730,000.00	996,895.33		
		UK TREASURY 4.25%	650,000.00	965,295.52		
		UK TREASURY 4.5%	2,810,000.00	3,911,632.25		
	特殊債券	ENEL FINANCE INT 5.75%	150,000.00	193,156.49		
		EUROPEAN INVT BK 1.5%	3,500,000.00	3,568,144.96		
	社債券	CELES 2015-1 A	354,555.44	347,637.35		
	DEXIA CREDIT LOC 1.125%	1,200,000.00	1,196,976.01			
	DEXIA CREDIT LOC 1.875%	1,000,000.00	1,008,630.07			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		EHMU 2007-2 A2	381,505.11	365,995.01	
		HSBC BANK PLC VAR	200,000.00	217,899.99	
		HSBC BANK PLC 4.75%	100,000.00	108,577.00	
		LEEK 17X A2A	26,081.00	28,174.40	
		MAN AIR GRP FND 4.125%	950,000.00	1,058,442.57	
		YORKSHIRE BUILDI 4.75%	1,100,000.00	1,176,449.96	
				17,824,556.91	
				(2,767,084,214)	
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	85,830,000.00	90,267,409.27	
		SWEDISH GOVT 4.25%	38,430,000.00	43,497,381.72	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,700,000.00	3,798,790.00	
		EUROPEAN INVT BK 5%	1,750,000.00	2,111,900.00	
		KFW 5%	3,000,000.00	3,623,190.00	
	小計			143,298,670.99	
			(1,892,975,442)		
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	1,800,000.00	3,198,095.94	
		KINGDOM OF DENMARK 4%	13,700,000.00	14,589,403.58	
小計				17,787,499.52	
				(291,714,992)	
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	400,000.00	459,472.00	
		社債券	FMACB 2014-1AX A1	183,149.23	
小計				641,811.34	
				(50,805,785)	
合計				39,712,763,760	
				(32,306,129,254)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建売価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 9銘柄	38.3%	29.9%
	特殊債券 9銘柄	15.7%	
	社債券 58銘柄	46.0%	
カナダドル	国債証券 4銘柄	98.3%	17.5%
	特殊債券 1銘柄	1.7%	
ユーロ	国債証券 21銘柄	60.9%	37.1%
	特殊債券 11銘柄	19.5%	
	社債券 25銘柄	19.6%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	48.0%	8.6%
	特殊債券 2銘柄	21.1%	
	社債券 9銘柄	30.9%	
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	93.3%	5.9%
	特殊債券 3銘柄	6.7%	
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.9%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	71.6%	0.2%
	社債券 1銘柄	28.4%	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

Bコース及びDコースは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		246,431,051	848,052,375
コール・ローン		2,451,068,041	1,675,640,129
国債証券		43,045,671,006	36,917,620,399
特殊債券		10,970,645,203	9,656,743,473
社債券		17,734,640,432	12,241,448,472
派生商品評価勘定		1,705,961,152	2,221,319,218
未収入金		1,239,452,407	1,361,372,522
未収利息		474,319,204	279,223,397
前払費用		10,313,626	81,792,022
差入委託証拠金		286,854,807	113,497,153
流動資産合計		78,165,356,929	65,396,709,160
資産合計		78,165,356,929	65,396,709,160
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,492,758,669	2,349,749,068
未払金		234,095,119	2,062,116,347
未払解約金		8,706,223	18,674,551
未払利息		—	3,999
流動負債合計		1,735,560,011	4,430,543,965
負債合計		1,735,560,011	4,430,543,965
純資産の部			
元本等			
元本		33,627,303,354	28,185,262,889
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		42,802,493,564	32,780,902,306
元本等合計		76,429,796,918	60,966,165,195
純資産合計		76,429,796,918	60,966,165,195
負債純資産合計		78,165,356,929	65,396,709,160

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 6 月 9 日 至 平成27年12月 7 日	自 平成27年12月 8 日 至 平成28年 6 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び 評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における対顧客先物売 買相場の仲値によって計算してお ります。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」(平成 12年総理府令第133号)第60条に基 づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用しており ます。 但し、同61条に基づき、外国通貨 の売却時において、当該外国通貨に 加えて、外貨建資産等の外貨基金勘 定及び外貨建各損益勘定の前日の外 貨建純資産額に対する当該売却外国 通貨の割合相当額を当該外国通貨の 売却時の外国為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する円 換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を採 用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	37,047,479,783円	33,627,303,354円
期中追加設定元本額	2,472,653,552円	1,736,222,538円
期中一部解約元本額	5,892,829,981円	7,178,263,003円
期末元本額	33,627,303,354円	28,185,262,889円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)	3,438,377,072円	3,460,365,001円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(野村SMA向け)	5,940,024,048円	3,272,804,444円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)	2,904,654,013円	3,915,868,929円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)	354,097,589円	376,189,808円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)	1,975,230,267円	1,896,584,458円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB (為替ヘッジなし)VA(適格機関投資家専用)	19,014,920,365円	15,263,450,249円
2. 受益権の総数	33,627,303,354口	28,185,262,889口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 7日	自 平成27年12月 8日 至 平成28年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等にも実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日	自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	258,581,773	916,675,459
特殊債券	△16,153,109	129,591,136
社債券	△28,691,618	265,177,460
合計	213,737,046	1,311,444,055

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	24,764,835,095	—	24,683,693,641	△81,141,454	17,414,028,014	—	17,565,579,557	151,551,543
	売建	9,455,424,911	—	9,429,036,888	26,388,023	16,319,064,829	—	16,448,392,269	△129,327,440
	合計	34,220,260,006	—	34,112,730,529	△54,753,431	33,733,092,843	—	34,013,971,826	22,224,103

(2) 通貨関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	46,871,840,462	—	47,670,250,180	798,409,718	43,133,785,980	—	42,125,436,326	△1,008,349,654
	カナダドル	4,375,408,552	—	4,374,301,817	△1,106,735	5,697,221,617	—	5,628,564,762	△68,656,855
	ユーロ	22,674,164,205	—	22,887,113,126	212,948,921	22,190,248,703	—	21,784,380,072	△405,868,631
	英ポンド	3,330,610,966	—	3,386,036,968	55,426,002	5,448,092,949	—	5,316,986,502	△131,106,447
	スイスフラン	—	—	—	—	1,411,223,598	—	1,393,056,415	△18,167,183
	スウェーデン クローナ	1,771,824,032	—	1,814,895,348	43,071,316	7,288,944,859	—	7,227,023,622	△61,921,237
	ノルウェー クローネ	1,093,046,014	—	1,085,297,262	△7,748,752	2,183,071,592	—	2,171,980,324	△11,091,268
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	218,601,000	—	219,350,000	749,000
	オーストラリア ドル	5,472,859,781	—	5,687,233,958	214,374,177	7,442,303,314	—	7,138,549,013	△303,754,301
	ニュージーラ ンドドル	3,096,261,877	—	3,222,249,096	125,987,219	4,139,760,437	—	4,077,111,106	△62,649,331
	売建								
	米ドル	39,807,496,953	—	40,425,879,531	△618,382,578	31,591,168,603	—	30,704,595,988	886,572,615
	カナダドル	4,137,337,419	—	4,177,316,344	△39,978,925	16,101,391,011	—	15,976,465,197	124,925,814
	ユーロ	26,691,258,047	—	26,837,361,993	△146,103,946	26,211,819,546	—	25,824,002,322	387,817,224
	英ポンド	3,420,136,691	—	3,448,363,025	△28,226,334	4,508,008,613	—	4,422,062,827	85,945,786
	スイスフラン	—	—	—	—	912,631,536	—	893,256,943	19,374,593
	スウェーデン クローナ	1,400,209,215	—	1,417,130,137	△16,920,922	7,416,723,266	—	7,345,934,581	70,788,685
	ノルウェー クローネ	702,649,647	—	706,039,556	△3,389,909	2,249,522,834	—	2,213,274,333	36,248,501
デンマーク クローネ	236,528,850	—	240,215,000	△3,686,150	438,970,175	—	438,700,000	270,175	
オーストラリア ドル	5,379,832,759	—	5,548,865,024	△169,032,265	5,331,281,492	—	5,136,069,471	195,212,021	
ニュージーラ ンドドル	3,628,859,531	—	3,777,270,205	△148,410,674	5,367,090,341	—	5,254,083,801	113,006,540	
合計		174,090,325,001	—	176,705,818,570	267,230,163	199,281,861,466	—	195,290,883,605	△150,653,953

(3) 金利関連

区分	種類	(平成27年12月7日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	売建	4,421,889,188	2,759,277,388	4,421,163,437	725,751	—	—	—	—
	合計	4,421,889,188	2,759,277,388	4,421,163,437	725,751	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価していません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 平成27年6月9日 至 平成27年12月7日			自 平成27年12月8日 至 平成28年6月7日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 一円	—	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	(平成27年12月7日現在)	(平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	2,2728円	2,1631円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第110回利付国債（5年）	2,259,500,000	2,282,095,000	
		第126回利付国債（5年）	536,100,000	544,447,077	
		第5回利付国債（40年）	416,300,000	650,210,644	
		第8回利付国債（40年）	50,400,000	69,779,304	
		第310回利付国債（10年）	2,408,700,000	2,537,926,755	
		第30回利付国債（30年）	607,000,000	879,907,200	
		第32回利付国債（30年）	38,700,000	56,760,516	
		第48回利付国債（30年）	238,100,000	311,958,620	
		第92回利付国債（20年）	1,716,000,000	2,116,686,000	
		第96回利付国債（20年）	293,700,000	365,356,926	
		第145回利付国債（20年）	19,950,000	25,316,151	
		第19回利付国債（物価連動・10年）	18,300,000	19,389,417	
		第20回利付国債（物価連動・10年）	906,900,000	963,275,171	
		小計			
米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	1,200,000.00	1,493,567.96	
		TSY INFL IX N/B 0.375%	1,420,000.00	1,495,191.62	
		TSY INFL IX N/B 0.375%	630,000.00	647,189.03	
		TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000.00	9,897,454.36	
		TSY INFL IX N/B 1.375%	2,000,000.00	2,286,855.09	
		US TREASURY N/B 3.625%	7,320,000.00	9,016,775.48	
	特殊債券	ELECTRICITE DE F 3.625%	1,700,000.00	1,752,178.10	
		ENGIE 2.875%	3,950,000.00	4,026,231.05	
		FHMS K029 A2	6,200,000.00	6,730,183.70	
		FHMS K714 A2	2,000,000.00	2,112,077.20	
		FN AL2293	2,688,583.32	2,989,984.53	
		FN FN0003	3,791,742.85	4,186,060.21	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,698,770.44	
		KFW 1.125%	12,600,000.00	12,634,145.49	
		NGN 2010-A1 A	689,391.96	688,302.16	
		NGN 2010-R2 1A	676,178.46	675,755.84	
		SLCLT 2006-1 A4	521,443.56	519,903.84	
		社債券	ACTAVIS FUNDING 2.45%	150,000.00	151,264.30
	ACTAVIS FUNDING 3.45%		500,000.00	510,024.30	
	ACTAVIS FUNDING 3.8%		200,000.00	204,035.99	
	ACTAVIS FUNDING 3%		850,000.00	863,708.15	
	ACTAVIS FUNDING 4.55%		150,000.00	149,079.18	
	ACTAVIS FUNDING 4.75%		150,000.00	150,490.16	
	AIREM 2006-1A 1A		2,101,136.66	2,053,861.08	
AIREM 2006-1X 1A	350,189.44		342,310.17		
AIREM 2007-1A 2A1	1,244,118.88	1,216,944.83			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ANHEUSER-BUSCH I 2.65%	1,200,000.00	1,228,170.22	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.3%	350,000.00	362,706.32	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.65%	1,950,000.00	2,044,386.31	
		BAT INTL FINANCE 2.75%	950,000.00	982,015.95	
		BAT INTL FINANCE 3.5%	250,000.00	266,608.50	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	1,050,000.00	1,148,158.20	
		BAYER US FINANCE 3%	3,200,000.00	3,286,992.00	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	1,950,000.00	2,014,065.30	
		BPCE SA 2.65%	3,100,000.00	3,169,940.86	
		BRNL 2007-1X A4C	1,214,551.03	1,204,040.30	
		CEDLT 2007-A A3	545,172.96	534,293.65	
		CVS HEALTH CORP 2.8%	600,000.00	618,333.93	
		CVS HEALTH CORP 3.5%	300,000.00	319,096.89	
		CVS HEALTH CORP 3.875%	266,000.00	287,806.89	
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	6,100,000.00	6,130,500.00	
		DISCOVER BANK 3.1%	900,000.00	917,036.09	
		EDUSA 2015-2 A	2,982,290.90	2,953,651.66	
		GE CAPITAL INTL 2.342%	900,000.00	921,570.83	
		HFCHC 2007-3 APT	1,065,713.46	1,062,893.90	
		HJ HEINZ CO 2.8%	800,000.00	822,917.66	
		HJ HEINZ CO 3.95%	650,000.00	698,044.07	
		HJ HEINZ CO 5.2%	250,000.00	284,634.32	
		HJ HEINZ CO 5%	200,000.00	223,021.34	
		HOME DEPOT INC 3%	1,250,000.00	1,301,363.08	
		LEEK 18X A2B	1,409,096.00	1,497,417.85	
		LOWE'S COS INC 3.375%	2,000,000.00	2,141,615.00	
		MEDTRONIC INC 3.5%	1,800,000.00	1,930,136.76	
		MORGAN STANLEY 3.95%	2,300,000.00	2,301,195.70	
		NAVSL 2016-2 A2	2,550,000.00	2,565,425.97	
		NEF 2004-2 A3	357,487.50	356,065.16	
		NSLT 2006-2 A5	2,334,140.08	2,296,580.03	
		ORACLE CORP 3.4%	3,750,000.00	4,001,610.93	
		ROCHE HOLDING IN 2.625%	3,300,000.00	3,342,550.20	
		SCENTRE GROUP TR 3.5%	2,150,000.00	2,209,159.40	
		SCHOL 2010-A A	1,189,837.93	1,155,281.34	
		SEMT 2004-10 A3A	213,323.27	204,449.21	
		SLCLT 2006-1 A5	2,650,000.00	2,540,390.96	
		SLMA 2005-3 A5	1,449,654.91	1,427,259.04	
		SSGN 2010-S1 1A	47,978.63	47,945.66	
		UNITEDHEALTH GRO 3.1%	1,250,000.00	1,284,658.33	
		VISA INC 2.8%	850,000.00	883,786.64	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		VISA INC 3.15%	1,350,000.00	1,410,416.80		
		WSLT 2006-1 A5	1,733,657.56	1,707,459.22		
				139,577,996.73		
				(14,987,885,288)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	93,430,000.00	93,869,121.00		
		CANADA-GOV' T 3.5%	1,680,000.00	2,294,040.00		
		CANADA-GOV' T 8%	570,000.00	956,653.80		
		CANADA HOUSING T 2.35%	2,400,000.00	2,492,640.00		
小計			99,612,454.80			
				(8,342,543,089)		
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.15%	290,000.00	317,442.69		
		BELGIAN 2.6%	4,600,000.00	5,493,182.00		
		BTPS 2.35%	5,680,000.00	6,539,651.68		
		BTPS 5.75%	921,000.00	1,402,268.59		
		BTPS 5%	410,000.00	586,226.17		
		BTPS 5%	1,060,000.00	1,556,864.32		
		BUNDESUBL 1%	27,800,000.00	28,986,779.22		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	7,800,000.00	8,801,285.22		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	680,000.00	686,589.21		
		FRANCE O. A. T. 3%	1,080,000.00	1,278,493.17		
		FRANCE O. A. T. 4.5%	5,170,000.00	8,788,379.96		
		NETHERLANDS GOVT 0.25%	3,780,000.00	3,803,700.25		
		SPANISH GOV' T 2.75%	3,740,000.00	4,183,377.11		
		SPANISH GOV' T 3.8%	6,200,000.00	7,429,831.93		
	SPANISH GOV' T 4.7%	2,300,000.00	3,224,507.97			
	特殊債券	EFSF 0.4%	6,500,000.00	6,493,305.20		
		EFSF 1.2%	1,210,000.00	1,194,499.92		
		ELECTRICITE DE F 2.75%	1,500,000.00	1,685,775.03		
		ELECTRICITE DE F 3.875%	2,500,000.00	2,943,375.02		
		EURO STABILITY M 1.75%	160,000.00	179,743.99		
		EUROPEAN INVT BK 1%	6,780,000.00	6,865,835.19		
		KFW 0%	10,000,000.00	10,136,300.70		
		社債券	AIREM 2005-1X 2A2	915,009.88	899,143.60	
			AIREM 2007-1X 2A2	1,113,158.99	1,088,760.77	
			ALLIANDER NV VAR	4,400,000.00	4,607,020.08	
			ANHEUSER-BUSCH I 1.5%	850,000.00	885,147.51	
			ANHEUSER-BUSCH I 2.75%	200,000.00	223,210.00	
			ANHEUSER-BUSCH I 2%	1,300,000.00	1,381,770.11	
APT PIPELINES LT 1.375%			650,000.00	629,817.47		
APT PIPELINES LT 2%	1,850,000.00		1,734,005.06			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		ASSICURAZIONI GE 4.125%	400,000.00	432,499.96	
		BRITISH TELECOMM 0.625%	200,000.00	200,496.00	
		BRITISH TELECOMM 1.75%	700,000.00	723,394.07	
		CDP RETI SRL 1.875%	250,000.00	258,875.00	
		DEXIA CREDIT LOC 0.04%	2,500,000.00	2,502,949.90	
		DH EUROPE FINANC 2.5%	1,800,000.00	2,014,559.96	
		HEATHROW FUNDING 1.5%	1,600,000.00	1,563,359.98	
		ING BANK NV VAR	1,200,000.00	1,290,539.97	
		KLEPIERRE 1.75%	3,100,000.00	3,306,460.34	
		LEEK 17X A2C	260,810.00	281,748.73	
		LEEK 18X A2C	165,776.00	176,323.91	
		PHILIP MORRIS IN 2.875%	1,800,000.00	2,075,039.98	
		TOTAL SA VAR	600,000.00	552,300.01	
		TOTAL SA VAR	800,000.00	773,080.01	
					140,177,916.96
			(17,096,098,751)		
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	3,420,000.00	4,428,900.00	
		UK TREASURY 4.25%	2,200,000.00	3,004,342.11	
		UK TREASURY 4.25%	550,000.00	816,788.52	
		UK TREASURY 4.5%	3,270,000.00	4,551,970.63	
	特殊債券	ENEL FINANCE INT 5.75%	250,000.00	321,927.49	
		EUROPEAN INVT BK 1.5%	4,400,000.00	4,485,667.95	
	社債券	CELES 2015-1 A	886,388.61	869,093.39	
		DEXIA CREDIT LOC 1.125%	2,400,000.00	2,393,952.02	
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	1,200,000.00	1,210,356.08	
		EHMU 2007-2 A2	985,268.46	945,212.37	
		LEEK 17X A2A	156,486.00	169,046.44	
		MAN AIR GRP FND 4.125%	1,550,000.00	1,726,932.63	
					24,924,189.63
				(3,869,231,197)	
	スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	105,290,000.00	110,733,490.88
SWEDISH GOVT 4.25%			78,040,000.00	88,330,358.30	
特殊債券		EUROPEAN INVT BK 1.75%	7,500,000.00	7,700,250.00	
		EUROPEAN INVT BK 5%	5,350,000.00	6,456,380.00	
		KFW 5%	9,000,000.00	10,869,570.00	
			224,090,049.18		
			(2,960,229,549)		
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	4,300,000.00	7,639,895.87	
		KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00	25,558,079.28	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				33,197,975.15	
				(544,446,792)	
オーストラリアドル	特殊債券	KFW 6%	1,700,000.00	1,952,756.00	
	社債券	FMACB 2014-1AX A1	478,223.01	476,108.30	
小計				2,428,864.30	
				(192,268,897)	
合計				58,815,812,344	
				(47,992,703,563)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 6銘柄	17.8%	31.2%
	特殊債券 11銘柄	30.8%	
	社債券 52銘柄	51.4%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	97.5%	17.4%
	特殊債券 1銘柄	2.5%	
ユーロ	国債証券 15銘柄	59.3%	35.6%
	特殊債券 7銘柄	21.0%	
	社債券 22銘柄	19.7%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	51.4%	8.1%
	特殊債券 2銘柄	19.3%	
	社債券 6銘柄	29.3%	
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	88.8%	6.2%
	特殊債券 3銘柄	11.2%	
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.1%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	80.4%	0.4%
	社債券 1銘柄	19.6%	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	4,118,498,090円
II 負債総額	5,563,659円
III 純資産総額（I－II）	4,112,934,431円
IV 発行済口数	3,675,969,050口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1189円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	3,916,284,173円
II 負債総額	3,675,426円
III 純資産総額（I－II）	3,912,608,747円
IV 発行済口数	4,423,628,602口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8845円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	1,847,825,685円
II 負債総額	3,342,973円
III 純資産総額（I－II）	1,844,482,712円
IV 発行済口数	1,721,016,708口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0717円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	785,980,528円
II 負債総額	592,448円
III 純資産総額（I－II）	785,388,080円
IV 発行済口数	752,001,840口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0444円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	44,513,735,329円
II 負債総額	1,482,982,181円
III 純資産総額（I－II）	43,030,753,148円
IV 発行済口数	25,798,612,681口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6679円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	59,883,849,787円
II 負債総額	1,884,331,671円
III 純資産総額（I－II）	57,999,518,116円
IV 発行済口数	27,654,410,914口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0973円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

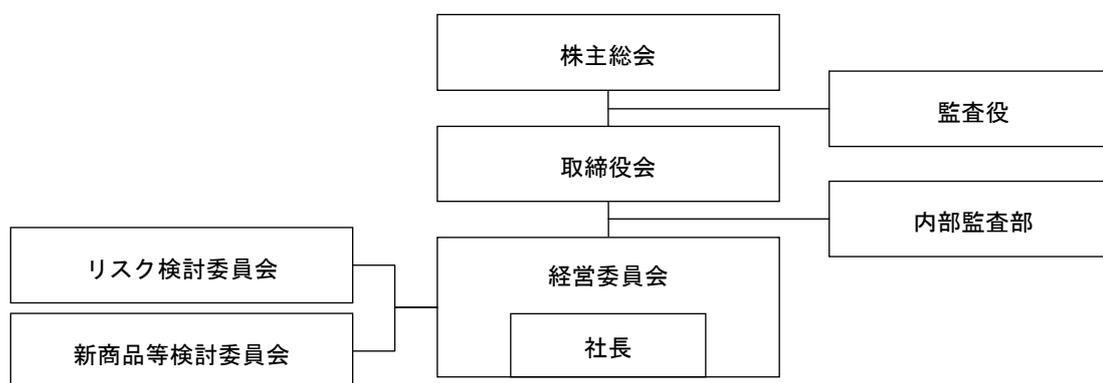
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の配分方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2016年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	109	1,572,750,934,759
合計	109	1,572,750,934,759

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6,748,612			8,541,657	
有価証券			13,297,906			12,097,990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1,842,228			1,527,034	
未収運用受託報酬			1,578,480			1,885,724	
未収収益			368,604			11,848	
繰延税金資産			826,971			1,079,356	
流動資産計			24,662,860	88.5		25,143,796	90.7
固定資産							
投資その他の資産			3,193,568			2,580,738	
投資有価証券		1,596,511			573,290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,587,056			1,997,448		
固定資産計			3,193,568	11.5		2,580,738	9.3
資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			599			580	
未払金			585,816			538,691	
未払収益分配金		229			242		
未払償還金		72			72		
未払手数料		585,514			538,376		
未払費用			3,406,376			4,518,812	
未払法人税等			957,171			888,102	
未払消費税等			470,936			205,603	
流動負債計			5,420,899	19.5		6,151,789	22.2
固定負債							
長期末払費用			6,285,478			7,097,924	
固定負債計			6,285,478	22.6		7,097,924	25.6
負債合計			11,706,378	42.0		13,249,714	47.8

期別	第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)			
純資産の部							
科目		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,867,795			13,545,174	
その他利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
繰越利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
株主資本合計			15,747,795	56.5		14,425,174	52.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		402,254			49,646		
評価・換算差額等合計			402,254	1.4		49,646	0.2
純資産合計			16,150,050	58.0		14,474,820	52.2
負債・純資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常 損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			14,066,674		11,823,135		
	運用受託報酬	* 2		9,173,012		6,961,333		
	その他営業収益	* 2		5,932,747		4,316,802		
	営業収益計			29,172,434	100.0	23,101,271	100.0	
	営業費用							
	支払手数料			6,754,210		5,363,613		
	広告宣伝費			139,448		102,758		
	調査費			6,692,987		5,350,334		
	委託調査費	* 2	6,692,987			5,350,334		
	委託計算費			220,885		159,321		
	営業雑経費			384,844		197,324		
	通信費		205,675			9,974		
	印刷費		147,770			161,506		
	協会費		31,398			25,843		
	営業費用計			14,192,375	48.6	11,173,351	48.4	
	一般管理費							
	給料			7,106,650		5,734,984		
	役員報酬		228,309			185,510		
	給料・手当		2,654,259			2,319,237		
	賞与		1,251,694			746,339		
	株式従業員報酬	* 1	1,027,305			797,337		
	その他の報酬		1,945,082			1,686,559		
	交際費			84,594		57,202		
	寄付金			71,518		63,290		
	旅費交通費			234,673		187,482		
	租税公課			83,891		71,744		
	不動産賃借料			416,707		268,044		
	退職給付費用			842,766		698,807		
	事務委託費			376,536		398,407		
諸経費			998,793		941,860			
一般管理費計			10,216,131	35.0	8,421,824	36.5		
営業利益				4,763,926	16.3		3,506,095	15.2

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外収益							
	収益分配金			49,958			502,884	
	受取利息			18,605			14,231	
	投資有価証券売却益			36,653			66,895	
	株式従業員報酬	* 1		—			59,655	
	為替差益			—			12,446	
	雑益			1,332			—	
	営業外収益計			106,549	0.4		656,114	2.8
	営業外費用							
	支払利息			138			—	
	株式従業員報酬	* 1		434,620			—	
	為替差損			33,391			—	
	投資有価証券売却損			1,065			8	
営業外費用計			469,216	1.6		8	0.0	
経常利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
税引前当期純利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
法人税、住民税及び事業税				2,267,605	7.8		1,978,986	8.6
法人税等調整額				18,387	0.1		△494,163	△2.1
当期純利益				2,115,267	7.3		2,677,378	11.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				2,115,267	2,115,267	2,115,267			2,115,267
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							166,854	166,854	166,854
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△884,732	△884,732	△884,732	166,854	166,854	△717,878
平成27年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050

第21期
(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成27年3月31日現在)	第21期 (平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																				
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,942,406千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,828,635千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">6,692,987千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,942,406千円	その他営業収益	5,828,635千円	営業費用		委託調査費	6,692,987千円	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,882,545千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">4,175,357千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,350,334千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,882,545千円	その他営業収益	4,175,357千円	営業費用		委託調査費	5,350,334千円
営業収益																					
運用受託報酬	2,942,406千円																				
その他営業収益	5,828,635千円																				
営業費用																					
委託調査費	6,692,987千円																				
営業収益																					
運用受託報酬	1,882,545千円																				
その他営業収益	4,175,357千円																				
営業費用																					
委託調査費	5,350,334千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

(リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第20期
 (自 平成26年4月1日
 至 平成27年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,748,612	6,748,612	—
有価証券			
その他有価証券	13,297,906	13,297,906	—
未収委託者報酬	1,842,228	1,842,228	—
未収運用受託報酬	1,578,480	1,578,480	—
投資有価証券			
その他投資有価証券	1,596,511	1,596,511	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,748,612	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	13,300,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,842,228	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,578,480	—	—	—	—	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	—
有価証券			
其他有価証券	12,097,990	12,097,990	—
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	—
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	573,290	573,290	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	12,100,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,527,034	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,885,724	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1,596,511	594,511	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13,297,906	13,297,906	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		
285,818	36,653	1,065			568,887	66,895	8		

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">735,838千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">67,023</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">24,108</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,710,136</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">69,177</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,779,313</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△192,256</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△192,256</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,587,056千円</td> </tr> </table>	未払費用	735,838千円	未払事業税	67,023	その他	24,108	小計	826,971	繰延税金資産（流動資産）	826,971	長期未払費用	1,710,136	その他	69,177	小計	1,779,313	その他有価証券評価差額金	△192,256	小計	△192,256		1,587,056千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">980,373千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">64,201</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">34,781</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,939,534</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,021,092</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△23,644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△23,644</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,997,448千円</td> </tr> </table>	未払費用	980,373千円	未払事業税	64,201	その他	34,781	小計	1,079,356	繰延税金資産（流動資産）	1,079,356	長期未払費用	1,939,534	その他	81,558	小計	2,021,092	その他有価証券評価差額金	△23,644	小計	△23,644		1,997,448千円
未払費用	735,838千円																																												
未払事業税	67,023																																												
その他	24,108																																												
小計	826,971																																												
繰延税金資産（流動資産）	826,971																																												
長期未払費用	1,710,136																																												
その他	69,177																																												
小計	1,779,313																																												
その他有価証券評価差額金	△192,256																																												
小計	△192,256																																												
	1,587,056千円																																												
未払費用	980,373千円																																												
未払事業税	64,201																																												
その他	34,781																																												
小計	1,079,356																																												
繰延税金資産（流動資産）	1,079,356																																												
長期未払費用	1,939,534																																												
その他	81,558																																												
小計	2,021,092																																												
その他有価証券評価差額金	△23,644																																												
小計	△23,644																																												
	1,997,448千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">35.64 %</td> </tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.62 %</td> </tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">5.57 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.11 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51.94 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	35.64 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %	法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %	その他	0.11 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">33.06 %</td> </tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.02 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.40 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">35.67 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	33.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %	その他	△0.40 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																										
法定実効税率 (調整)	35.64 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %																																												
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %																																												
その他	0.11 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %																																												
法定実効税率 (調整)	33.06 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %																																												
その他	△0.40 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																																												

<p style="text-align: center;">第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法人税等調整額が245百万円増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>

(セグメント情報等)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14,066,674	9,173,012	5,932,747	29,172,434

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,087,105	4,085,328	29,172,434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,828,635 2,942,406 6,692,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,452,937	有価証券 未払費用	13,297,906 287,201
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ 人事・総務・施設管理 業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費	6,803,100	未払費用 長期未払 費用	2,791,417 6,188,739
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,975,463
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベスト メント・ストラ テジー・ LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未収収益	354,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第21期
 (自 平成27年4月1日
 至 平成27年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費(注1)	4,175,357 1,882,545 5,350,334	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

(1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,115,267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 2016年8月26日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

信託約款

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

運用の基本方針

約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

<AコースおよびCコース>

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

<BコースおよびDコース>

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)

② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本を含む世界各国の債券に投資します。中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

③ <AコースおよびCコース>

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。

<BコースおよびDコース>

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジを行います。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。

④ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイーに債券および通貨の運用(デリバティブ取引等)にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

② 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

<AコースおよびBコース>

年 2 回決算を行い、毎決算時(6 月 7 日および 12 月 7 日。但し、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

<CコースおよびDコース>

信託設定日から 2002 年 8 月 7 日(最初の計算期末)より前においては収益分配を行いません。2002 年 8 月 7 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月 7 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)
 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)
 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)
 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)
 信託約款

(注) 本約款において、第3条、第4条、第8条、第13条、第21条、第44条、第48条、第53条、第55条および第56条の各条文中、*印となっている箇所がありますが、下記の表の該当箇所をご参照ください。

条項	* 番号	Aコース/Bコース	Cコース/Dコース
第3条 (信託の目的および金額)	[*1]	26億円～金1,000億円を	1,000億円を上限として
第4条 (信託金の限度額)	[*1]	3,000億円	5,000億円
第8条 (受益権の分割および再分割)	[*1]	26億口～1,000億口	1,000億口を上限とする口数
第13条 (受益証券の申込単位、価額および手数料等)	[*1]	ただし、第53条第1項の2に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。	該当なし
	[*2]	⑤の2前3項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、前払退職金等の積立を目的として、当該証券会社または登録金融機関と一定の解約制限を有する定時定額購入サービス等に関する契約を締結した事業所の従業員等がこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の手数料率を独自に定めることができます。	該当なし
	[*3]	⑥前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・世界債券オープン自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第48条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。	該当なし
	[*4]	⑥の2	⑥
	[*5]	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB(A)コース、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコースおよびゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース、およびゴールドマン・サックス・世界債券オープンD(C)コース
	[*6]	当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。	該当なし
	[*7]	⑥の3第1項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益権の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は1万円未満でも応ずることができるものとします。	該当なし
	[*8]	該当なし	[削除]
第21条 (運用の指図範囲等)	[*1]	<Aコース> ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) マザーファンド <Bコース> ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし) マザーファンド	<Cコース> ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) マザーファンド <Dコース> ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし) マザーファンド
第44条 (資金の借入れ)	[*1]	または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、	該当なし
	[*2]	③の2前2項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。	該当なし
第48条 (信託の計算期間)	[*1]	毎年6月8日から12月7日まで及び12月8日から翌年6月7日	毎月8日から翌月7日
	[*2]	1998年6月26日から1998年12月7日	2002年6月28日から2002年8月7日
第53条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払)	[*1]	①の2前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い	該当なし

<信託約款>

条項	* 番号	Aコース/Bコース	Cコース/Dコース
い)		<p>込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	
	[*2]	<p>なお、2000 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する 2000 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。</p>	該当なし
第 55 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)	[*1]	<p>および第 53 条第 1 項の 2 に規定する交付開始前</p>	該当なし
第 56 条 (信託の一部解約)	[*1]	<p>(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位)</p>	該当なし
	[*2]	<p>26 億口</p>	50 億口

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金[*1]、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金[*1]を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第56条第7項、第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、[*1]に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なった場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きま

す。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1円単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものと

します。なお、英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日又はロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受付けないものとします。[*1]

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

④ [削除]

⑤ [削除]

[*2]

[*3]

[*4] 第3項の規定にかかわらず、[*5]の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・世界債券オープン自動けいぞく投資約款にしたがって契約を結んだ受益者に対しては、本項の適用はありません。また、かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合にも、本項の適用はありません。[*6]

[*7]

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

⑧ [*8]

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 [削除]

第17条 [削除]

第18条 [削除]

第19条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第21条 委託者(第24条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として[*1](以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)

10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額、信託財産に属する株式の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券または株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。)、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第25条、第27条から第32条、第34条、第36条、第42条から第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

- 第22条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。
1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

- 第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

- 第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
- 商号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
所在地: 英国ロンドン市
商号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
商号: ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー
所在地: シンガポール
委託内容: 債券および通貨の運用(デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。)
- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

- 第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新

株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第26条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取

引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 33 条 [削除]

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 35 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することが

できます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 37 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第 38 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 39 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 40 条 [削除]

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 41 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 42 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 43 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図が

できます。

(資金の借入れ)

第 44 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、[*1]資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。
- ③ 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

[*2]

- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認規定)

第 45 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を高めるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 46 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 47 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 48 条 この信託の計算期間は、[*1]までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は[*2]までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 49 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 50 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益

証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 48 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 51 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 48 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 105 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 52 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 53 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 54 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

[*1]

- ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口

座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ③ 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。[*2]
- ⑥ [削除]
- ⑦ [削除]

(収益分配金および償還金の時効)

第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第55条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日[*1]までに、償還金については第53条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第56条 受益者(次条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下、本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位[*1]をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所又はロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受けられないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 第1項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものと

します。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が[*2]を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第57条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第57条第4項中「第1項」とあるのは「第56条第7項」と読み替えます。

第56条の2 [削除]

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条の3 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託

者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 62 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 60 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 61 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 62 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 62 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 63 条 第 57 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 57 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 64 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 65 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 32 条および第 45 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額お

よび当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条 第 32 条および第 45 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。))のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。))を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条 第 32 条および第 45 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)>
<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>
信託契約締結日 1998 年 6 月 26 日

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>
<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>
信託契約締結日 2002 年 6 月 28 日

委託者
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者
三菱UFJ信託銀行株式会社